

(一社)鹿児島県産業資源循環協会  
令和3年度第1回  
「収集運搬部会」及び「中間処理部会」  
合同部会資料

令和4年2月9日(水)

マリnpレスかごしま 3F「マリンホール」



## 令和3年度第1回収集運搬部会運営委員会議事録

日 時：令和3年5月14日(金)13:30～16:45

場 所：ZOOMによるWeb開催

出席者：鈴木宏和（部会長）

守田 功、白石佳里、神田 敏、新美三良、藤定孝光、佐々木隆二、田尻 隆

事務局：森谷 賢、香川智紀、日浦朋子

配付資料

議事次第

出欠表

資料1 収集運搬事業の経営上の課題について（前回議事録からの整理）

資料2 収集運搬業の経営上の課題について（追加の提案）

参考資料1 産業廃棄物処理委託契約書（標準様式4）

参考資料2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見（平成28年3月31日付、全産廃連発第302号）[https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand\\_20160331.pdf](https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand_20160331.pdf)

参考資料3-1 全産連における人材育成（全産連ホームページ情報）  
<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>

参考資料3-2 業務主任者（仮称）と技能実習生の取組状況について

参考資料4-1 廃棄物の処理委託に係る情報伝達（環境省作成資料）

参考資料4-2 最終処分業者及び収集運搬業者への情報伝達に関する確認事項（環境省作成：運営委員限り）

参考資料4-3 収集運搬に係る情報伝達について（運営委員限り）

資料3 廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続きについて（通知）（令和3年4月5日付、環循規発第2104051号）

資料4 令和2年度第1回収集運搬部会運営委員会議事録

### 1. 開会

### 2. 挨拶

#### (1) 連合会挨拶

静脈物流を担っている重要な業界である。感染防止対策を徹底し、業界に求められている役割を果たしていただきたい。

収集運搬業界にとって低炭素化は重要な課題である。2050年のカーボンニュートラルの政府方針が示されたが、連合会としては当面2030年目標の達成を目指したい。

## (2) 部会長挨拶

収集運搬業の課題解決に向けて方向をまとめたい。忌憚のないご意見をお聞かせいただきたい。

## 3. 議事

### (1) 収集運搬事業の経営上の課題について

事務局から資料1を1テーマずつ説明し、意見交換した。

テーマごとの検討の結果等の概要は以下のとおりとなった。

なお、部会として検討すべき課題の確定及び優先順位は、本日の運営委員会での意見を踏まえ、部会長が事務局と相談し運営委員に提案することとした。

#### 【テーマ1】産廃委託契約書

小口少量の廃棄物 → 委託契約書の手引の標準様式4を活用することとし、地域内で課題として指摘された場合には、標準様式4の利用を周知する。

#### 【テーマ2】各種許可手続き

2-1：業許可の維持コストの低減 → 要望すべき事項があれば、次回の廃掃法見直しにあたっての要望書に盛り込むことを検討する。地域内で意見が出された場合には、運営委員が中心となって地域内の意見を集約し、提案する。

※ 参考資料2の要望事項1への対応として、環境省は許可申請の添付書類の様式を統一するために、廃棄物処理法施行規則の一部を改正し、様式第6号の2として定めることとしました（平成29年4月28日公布：<https://www.env.go.jp/press/104040.html>）。  
複数の都道府県において収集運搬業の許可を取得している運営委員は、許可申請の添付書類の様式が異なる事例を自社内で確認し、事務局までご提出ください。

2-2：電子申請の推進 → 要望すべき内容があれば、次回の廃掃法見直しにあたっての要望書に盛り込むことを検討する。地域内で意見が出された場合には、運営委員が中心となって地域内の意見を集約し、提案する。

2-3：業許可における対象区域の拡大 → 過去の検討状況を踏まえると、業界内の意見統一は困難である。

2-4：特殊車両通行許可等の手続 → 該当する企業が少ないため提案を取り下げる。

#### 【テーマ3】青ナンバー

3-1：青ナンバーの取得推奨 → 業界の地位向上のためには取得を推奨することが重要であるが、過去の検討状況を踏まえると業界内の意見統一は難しい。

3-2：青ナンバーを取得した際の優遇策 → 備車の問題点として、重層構造になりやすくサービスの質の低下を招く恐れがあること、事故時の責任の所在が不明確になること等が指摘された。

#### 【テーマ4】BCP/事業継続計画

4-1：事業継続困難時の対応 → 事業継続計画の作成は、各社の判断とする。

4-2：事業継続困難時の再委託 → 同業者間での連携の構築は各地域において検討する。

4-3：災害発生時の地域間協力 → 全協会が地元行政と災害廃棄物処理支援協定を締結しているため、各事業者はその協定に基づき災害廃棄物処理支援活動に参加する。

#### 【テーマ5】人材確保、人材育成、生産性向上

5-1：ドライバーの不足・確保 → 各社において取り組むこととする。

5-2：収支改善 → 各社において取り組むこととする。

5-3：労働環境の改善 → 各社において取り組むこととする。

5-4：人材育成 → 連合会や協会が実施している各種研修会の利用を周知する。

5-5：車両の納車期間 → 備車の問題点として、重層構造になりやすくサービスの質の低下を招く恐れがあること、事故時の責任の所在が不明確になること等が指摘された。

#### 【追加の提案 6-1】廃棄物の情報入手（部会長の判断で追加）

事務局から、資料2の6-1の提案趣旨を以下のとおり説明した。

環境省では、廃棄物の処理委託時の情報伝達のあり方について検討を進めており、令和3年3月3日に収集運搬と最終処分を受託する際の情報伝達の必要性について環境省のヒアリングを受けた。

依頼からヒアリングまで時間がなかったため、収集運搬部会長と最終処分部会長が対応した。これに関して確認したい事項を6-1に整理した。

続いて参考資料4-1～4-3を以下のとおり説明した。

平成29年の廃棄物処理制度の見直しに向けた意見具申において、廃棄物の情報伝達の不足に起因する不適正な処理による事故等を防止するために、危険・有害物質に関する関係法令で規制されている物質を含む廃棄物について情報提供を義務付けるべきとされた。

その後、国に設置された検討会において、産業廃棄物の処理委託時に情報提供を義務づける排出事業者、対象となる危険・有害物質、伝達すべき内容等が整理された。

1つ目は、製造業の製造工程において使用されている危険・有害物質であって、他の関係法令において排出事業者が把握や伝達の義務が既に課せられている物質または原料製造業者からSDSにより伝達することが確実な物質、2つ目は、製品の消費、使用後に排出される廃棄物のうち、法令で含有する化学物質情報の表示を義務づけている特定の製品である。

これに関して、環境省から鈴木部会長がヒアリングを受けた。その時に環境省から示された資料が参考資料4-2であり、ヒアリングの論点は「2. 論点」の通りである。ヒアリング前に環境省から示された具体的な質問は、参考資料4-3の黒文字、連合会の回答は赤文字である。

以上の説明後、運営委員から出された主な意見は以下のとおり。

- ・ 排出事業者は廃棄物に詳しくないため、積極的な情報提供は少ないが、見積書の作成に先立ち、現場の確認及び聞き取りを行っている。
- ・ 液状物や建設系廃棄物は、特に注意が必要である。
- ・ 情報が不明な廃棄物は、体制が整った処理業者を紹介している。
- ・ 情報提供を求める取り組みは重要である。

【追加の提案 6-2】 過積載防止対策（部会長の判断で追加）

鈴木部会長が、過去の収集運搬部会における資料を確認し、課題として追加したことを説明し、意見交換した。主な意見は以下のとおり。

- ・ 排出事業者の多くが十分に認識しており、今時過積載を強要する排出事業者はいない。
- ・ 収集運搬業者における従業員教育は徹底されている。
- ・ 現場で過積載を疑われる積み込みを要求された場合には、ドライバーが現場で判断することなく、必ず管理部門に報告することを徹底している。
- ・ 管理部門に報告があった場合には、排出事業者の現場での解決に任せず、当社の管理部門から排出事業者の管理部門に説明し、理解を求める体制を構築している。
- ・ 車載計量器は高額で、精度は良くない。

(2) その他

資料3に関する質問は、事務局から環境省に確認することとなっている。各人は、質問がある場合には5月17日までに事務局に提出することとした。

4. その他

特になし。

5. 閉会

以上で閉会した。

## 令和3年度第2回収集運搬部会運営委員会議事録

日 時：令和3年11月5日(金)9:30～11:30

場 所：公益社団法人全国産業資源循環会議室(ZOOMによるWEB開催)

出席者：鈴木宏和(部会長)

守田 功、白石佳里、神田 敏、藤定孝光、佐々木隆二、田尻 隆(運営委員)

事務局：森谷 賢、香川智紀、古川洋一、日浦朋子、東 卓也

### 配付資料

議事次第

出欠表

資料1 収集運搬業の経営上の課題のうち優先順位が高いものについての検討方針(案)

資料1-1 収集運搬業許可申請書類及び添付書類の様式の統一

参考資料1-1-1 廃棄物処理法施行規則様式第六号の二

参考資料1-1-2 事例1 車庫配置図(静岡県)

参考資料1-1-3-1 事例2 車両写真添付(静岡県)

参考資料1-1-3-2 事例3 車両写真添付(神奈川県)

参考資料1-1-3-3 参考事例1 車両写真添付(埼玉県)(追加分のみ)

参考資料1-1-3-4 参考事例2 車両写真添付(東京都)(新規登録分のみ)

参考資料1-1-4-1 事例1 許可証添付(埼玉県)

参考資料1-1-4-2 事例2 許可証添付(東京都)

参考資料1-1-4-3 事例3 許可証添付(神奈川県)

参考資料1-1-4-4 参考事例1 許可証添付(茨城県)(一部手続きは不要)

参考資料1-1-4-5 参考事例2 許可証添付(新潟県)(一部手続きは不要)

参考資料1-1-4-6 参考事例3 許可証添付(静岡県)(一部手続きは不要)

参考資料1-1-5 事例1 県独自様式(新潟県)

資料1-2 土砂等積載禁止車両における土砂の範囲の明確化

参考資料1-2-1 事例1 土砂等の範囲(東京都)

参考資料1-2-2 参考事例1 過積載防止マニュアル(東京都)(汚泥明記なし)

参考資料1-2-3 参考事例2 土砂等の範囲(茨城県)

参考資料1-2-4 参考事例3 土砂等の範囲(埼玉県)(汚泥明記なし)

参考資料1-2-5 参考事例4 土砂等の範囲(静岡県)(汚泥明記なし)

参考資料1-2-6 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

資料1-3 過積載防止対策

資料1-4 環境省の有価物該当性通知において有価物と見なされた物の運搬

参考資料1-4-1 建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて(通知)

資料1-5 許可申請手続き等の電子化の推進

資料1-6 廃棄物情報の入手

資料1-7 再委託禁止の緩和

資料2 令和3年度第1回収集運搬部会運営委員会議事録

## 1. 開会

## 2. 挨拶

### (1) 連合会挨拶

コロナ禍の後には原油高が産廃業界の経営にとって大きな影響を及ぼすことを懸念している。これまで収集運搬部会で取り扱ってきたテーマは、時間を掛けて取り組むものが多く、環境省や地方行政と相談しながら理解を求めて解決をしていくものだと思っている。

一方、COP26 が開催されているところであるが、収集運搬業にあっては収集運搬車の低炭素化が今後は避けて通れない問題となってくるだろう。

本日は7つの検討テーマについて、鈴木部会長のもと、議論をお願いしたい。

### (2) 部会長挨拶

テーマが7つあり、限られた時間内で効率よく進めたいと思っている。ご協力をお願いする。

## 3. 議事

### (1) 収集運搬事業の経営上の課題のうち優先順位が高いものについての検討方針（資料1）

部会長が、今回の運営委員会の進め方を次のとおり説明し了承された。

今回の運営委員会では、各テーマについて次の判断をお願いしたい。

- ① 運営委員会での検討を終える。
- ② 運営委員会での議論を深めるために、運営委員の皆様や協会に情報収集や情報提供を依頼する。
- ③ 運営委員会としてより具体的な提案をとりまとめ、協会に意見を照会する。

続いて、事務局が、収集運搬部会として検討すべき課題と優先順位の概要として資料1のページ1、2、42、51、52、56、57、58を説明し、各テーマについて意見交換を行った。

#### 【テーマ1】収集運搬業許可申請書類及び添付書類の様式の統一（資料1-1）

事務局が資料1-1及び参考資料1-1-2～1-1-5を説明し、意見交換を行った。

その結果、運営委員会で把握した情報を環境省に提供し、都道府県が独自で定めている添付書類の撤廃について相談することとした。相談した結果は運営委員会で報告することとした。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 先行する手続きで使用した書類と重複する書類については省略が認められれば良い。

#### 【テーマ2】土砂等積載禁止車両における土砂の範囲の明確化（資料1-2）

事務局が資料1-2及び参考資料1-2-1～1-2-6を説明し、意見交換を行った。

その結果、土砂等積載禁止車両において「汚泥」は「土砂」に該当しないことが徹底される方向で活動していくことが確認された。

部会で収集した情報をもとに環境省に相談することとした。相談した結果は運営委員会で報告することとした。



主な意見等は以下のとおり。

- ・ 現在は脱着ボディーシステム車（アームロール車<sup>○</sup>）で深めのコンテナを使用している事例が増えている。車検証上は土砂等積載禁止ではないが、見た目は土砂等禁止車両と同じである。
- ・ 脱着ボディーシステム車は車両重量があるため積載量が少なくなる。脱着ボディー車を導入するべきか、土砂等積載禁止の深ボディー車を導入するべきか、どちらの方向で設備投資するか判断に苦慮する。
- ・ 過積載が厳禁であることはもちろんであるが、深ボディーであっても積載重量以内であれば土砂等に該当するものの運搬を認めてもらえると良い。
- ・ 脱着ボディーシステム車は積載量が少ないため過積載のおそれが高い。

### 【テーマ3】過積載防止対策（資料1-3）

事務局が資料1-3を説明し、意見交換を行った。

その結果、過積載を繰り返す収集運搬業者に対する厳罰化を求める方向とし、具体的な方策については、引き続き運営委員会で検討を進めることとした。

運営委員は、この方針について各地域や地元協会の収集運搬部会を通じて情報共有するとともに、処理業者側の過積載防止対策として参考となる情報を収集し、次回運営委員会で報告することを確認した。

主な意見等は以下のとおり。

- ・ ドライバー教育を徹底しているが目測に頼らざるを得ない。
- ・ 過積載に対する世の中の雰囲気も踏まえ厳しくして良い。
- ・ 中型8トン限定解除により11トン未満の車両を運転できるようにしている。

### 【テーマ4】環境省の有価物該当性通知において有価物と見なされた物の運搬（資料1-4）

事務局が資料1-4及び参考資料1-4-1を説明し、意見交換した。

その結果、引き続き運営委員会で意見交換を進めることとした。

運営委員は、リサイクルが拡大するなど本通知の対象範囲が広がった場合の影響についての考えを整理し、次回運営委員会で報告することとした。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 製造時点で有価物と見なされた物は、従来の道中産廃の考え方ではなく、道中は既に産業廃棄物から外れるため、収集運搬事業者が検討するべき対象から外れるのではないかと。

### 【テーマ5】許可申請手続き等の電子化の推進（資料1-5）

事務局が資料1-5を説明し、意見交換した。

その結果、平成 29 年に連合会から環境省に提出した要望事項について理事会や法制度対策委員会における点検状況を、部会長から運営委員に逐次情報提供することとし、本テーマの検討は終了した。

【テーマ 6】 廃棄物情報の入手（資料 1-6）

事務局が資料 1-6 を説明し、意見交換した。

その結果、産業廃棄物の受委託時及び引き渡し時に提供される廃棄物情報の正確性、信頼性の向上に向けて、具体的な方法を業界内や国に提案できるように運営委員会で検討を進めることとした。なお、以降、部会長が事務局と相談したうえで、運営委員に情報の収集や提供を依頼し、運営委員はそれに協力することを確認した。

【テーマ 7】 再委託禁止の緩和（資料 1-7）

事務局が資料 1-7 を説明し、意見交換した。

その結果、優良認定業者間で再委託禁止の緩和や車両の貸し借りを認めてもらうことについて、引き続き収集運搬部会としての考え方を整理することとした。なお、以降、部会長が事務局と相談し、運営委員の意見を確認することとした。

(2) その他

特になし。

4. その他

特になし。

5. 閉会

**第 49 回九州地域協議会収集運搬部会議事概要**

日 時：令和 3 年 9 月 13 日（月） 15：00～16：10

場 所：Web 会議

出席者：田尻 隆（部会長：鹿児島）

塩川聖一（副部会長：宮崎）、松本 仁（副部会長：熊本）、柳原兆孝（福岡）、  
山口政治（佐賀）、西崎健二（長崎）、宇留嶋靖彦（大分）、与那覇依子（沖縄）

オブザーバー：別紙オブザーバー出席者名簿参照

事務局：中村（鹿児島） 岩屋（鹿児島）

**【I 議 事】**

## 1 報告

- (1) 第 48 回九州地域協議会収集運搬部会の報告について
- (2) 九州地域協議会の報告について
- (3) 全国産業資源循環連合会の報告について

## 2 議題

- (1) 議題 1 各県からの提案議題について
- (2) 議題 2 各県の活動状況と情報交換について
- (3) 議題 3 次回開催場所等について

## 3 その他

**【II 部会の経過】**

## 1 九地協部会長あいさつ

田尻部会長があいさつを行った。

## 2 議長就任

田尻部会長が議長に就任し、議事を進行した。

## 3 議事

## (1) 報告

- ① 第 48 回九州地域協議会収集運搬部会の報告について  
事務局が資料 1 をもとに、前回(R3.3.18 Web)の内容を報告した。  
山口部会員より、資料 1 の議事概要について、議題 1 の提案議題 1 に対する佐賀  
県の回答の修正の依頼があり、事務局で修正することとなった。
- ② 九州地域協議会の報告について  
事務局が資料 2 をもとに、九州地域協議会(第 77 回 書面決議)の内容を報告した。
- ③ 全国産業資源循環連合会の報告について  
田尻議長が資料 3 をもとに、全国産業資源循環連合会(R3.5.14 Web)の内容を報告  
した。

(2) 議題

① 議題 1 各県からの提案議題について

議長が資料 4 をもとに、提案議題について提出県に説明を求め、提出県が提案趣旨を説明し、その後各県の回答を確認後、意見交換を行った。

■ 提案議題 1 「新型コロナウイルスワクチン接種会場から排出される廃棄物の処理について」(長崎県)

(各県の意見等)

【福岡県】医療部会の役員へ確認したところ、基本的にすべて感染性廃棄物として取り扱われる地域が多いとの回答であった。

処分については、環境省のガイドラインを基に各企業で対応している。

【佐賀県】提案県の状況と同じように、環境省の感染性廃棄物マニュアル通りに取り扱っている。また、排出事業者からコロナ感染性の廃棄物であることを伝えてもらう、容器の隅にコロナとわかる当事者間の印をつけるなどの対応をしている。

但し、一部の病院ではコロナ感染性廃棄物だと知られたくないという思いもあるようである。

【熊本県】環境省のガイドラインに準じた処理が行われている。また、熊本県よりワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシが、協会、処理業者、市町村、医療関係機関等に周知されている。

【大分県】医療部会に確認したところ、感染性廃棄物として容器に梱包し、全て焼却処分で行っているとのことであった。

【宮崎県】感染性廃棄物としてプラスチック容器に入れて排出されている。

現場が収まってきたこともあり、包装材等は通常の産業廃棄物として排出する会場も自治体によってはある。

【鹿児島県】環境省のガイドライン等に基づいた処理が行われている。具体的な取り組みとしては、注射針、使用済手袋、マスク等はすべて堅牢な容器に入れて封をし、感染性廃棄物として処理を行っている。

【沖縄県】環境省のガイドラインに基づいて適正に処理が行われている。

また、廃棄物の量が少量の状態でも排出され、廃棄物容器の数の増加によって処理の逼迫を引き起こさないように、適切な大きさの容器で排出することをお願いしている。

なお、ワクチン接種の廃棄物とその他の感染性廃棄物を梱包する廃棄物容器は区別し対応している。

■ 提案議題 2 「排出事業者への契約以外の廃棄物混入防止対策及び事故防止のための分別協力等の徹底について」(宮崎県)

(各県の意見等)

【福岡県】廃棄物データシート提出の徹底、顧客へ混入防止に対する注意喚

起の徹底。

見積書等の送付書類関係に受け入れ不可文言を記載する。

受け入れ不可品目・返却に関する文章を作成し、排出事業者へ渡す。

【佐賀県】排出者にフレコン袋等に詰めてもらう際にタグを付けて、会社名、廃棄物名、排出日、担当者名を明記してもらう。

収集運搬業務委託契約の契約書に異物混入についての責任の所在を明記するなどして、異物混入への意識を高め、分別の徹底につなげる。

【長崎県】担当者に事前に排出禁止物を伝えておく。その際、事務の担当者ではなく、現場で実際に取り扱っている方に伝えるようにする。

リーフレットを排出事業者に対し送付し、排出禁止物を周知している。

【熊本県】国や県から注意喚起等の周知依頼があった場合は、本県協会から会員へ周知を行っている。

本九地協収運部会で啓発チラシやポスター等を作成してはどうか。

【大分県】マニフェストの記載のとおり適正処理する。

契約者間で協議し個別に対応する。

なお、現在当県部会では具体的な事例、報告はない。

【鹿児島県】契約以外の廃棄物や可燃物は、一覧表を作成し排出事業者及び事業場関係者に配布を行い、可燃物の混入が確認された場合、排出事業者へ返品するなどしている。

協会としては、容リ協会が実施する出前講座の開催を予定している他、環境省作成のリチウムイオン電池の排出に関するポスターを協会へ掲示し注意喚起を行っている。

【沖縄県】県内でも建設現場からのコンテナ等に、充電式電動工具等のリチウムイオン電池の混入事例がある。

収集運搬業者としても、環境省作成のチラシ等を排出事業者へ配布、事務所等への掲示をお願いしている。

また、運転手に対しても混入の危険性について社内教育等を行っている。

議題1に対する全県の回答を確認後、以下のとおり質疑があった。

(山口部会員) 提案議題1について、各県の回答では、コロナウイルスに関する廃棄物と、その他の廃棄物とで区別した取扱いについて具体的な回答が無かったが、各県の取組について意見をお伺いしたい。

(事務局) 環境省はコロナ由来の感染性廃棄物とその他の感染性廃棄物について区別せず、同様の取扱いとすることとしている。但し、業者の中にはコロナは感染力が高いというリスクを考え、個別に医療機関へ依頼をしコロナの廃棄物であるということがわかるような表示をしてもらうといった対応をしているところもあると聞いている。

そういった情報について、各県からの情報等あれば提供していただきたい。

(田尻部会長) 提案議題2に対する熊本県の回答で、チラシ等の作成についての内容があったが、環境省が作成しているチラシ等は自由に配付することができるようになっているので、そちらを活用してはどうか。

(松本部会員) 環境省作成のチラシについては、本県ではすでに配付している。今回の回答の趣旨としては、部会で独自に作成し、配付してはどうかという提案である。

(田尻部会長) チラシ等の作成については、今後検討する必要性が出てきた際に改めて協議させていただきたい。

(塩川部会員) 提案議題2に対する鹿児島県の回答で、容リ協会が実施する出前講座の開催について、内容がわかり次第情報提供いただきたい。

(事務局) 詳細等決まった際には、情報提供させていただく。

## ② 議題2 各県の活動状況と情報交換について

議長が各県に対して事業報告を求めた。

【福岡県】・収集運搬部会を開催(R3.9.7)した。

- ・優良ドライバー育成のための「安全運転研修会」については延期となった。

(資料5:39P)

【熊本県】・収集運搬部会令和2年度第1回役員会を開催(R3.2.5)した。

- ・令和2年度ドライブコンテスト講評会・表彰式を開催(R3.3.5)した。
- ・収集運搬部会令和3年度監査会を実施(R3.4.10)した。
- ・収集運搬部会令和3年度第1回正副部会長会議を開催(R3.4.23)した。
- ・収集運搬部会第9回通常総会を開催(R3.5.12)した。
- ・収集運搬部会令和3年度第2回正副部会長会議を開催(R3.6.28)した。
- ・部会員に対し、日環センターが発行している「産業廃棄物の収集運搬知らなければならぬ基礎知識 (DVD)」、大阪府協会が発行してい

る「廃棄物収集作業マニュアル（第3版）」を配布した。

（資料5：40P）

【宮崎県】・愛の血液助け合い運動啓発のための横幕掲出車両出発式を実施（R3.7.1）した。

（資料5：43P）

【佐賀県】【長崎県】【大分県】【鹿児島県】【沖縄県】については事業報告なし。各県の事業報告後、以下のとおり質疑があった。

（田尻部会長）熊本県が部会員に配付された廃棄物収集マニュアルは大阪府協会へ連絡して購入することができるのか。

（松本部会長）中身については、大阪府協会のHPに掲載されており、無料で閲覧することができる。冊子を購入する場合は大阪府協会へ連絡していただければ購入することができる。

### ③ 議題3 次回開催場所等について

事務局が資料6をもとに説明をし、令和4年1月～2月で日程調整のうえ、沖縄県にて開催することとし、但し、新型コロナウイルスの感染状況等により、現地での開催が困難であると事務局が判断した場合はWeb開催とすることとなった。

## 4 その他

議長より出席者に対し意見を求めたところ、西崎部会員より、来年の4月よりアルコールチェックが義務化される方向で進んでいると聞いたが、皆さんはどのような取り組みを行っているのかお聞きしたいとの質問があり、以下の通り各県から回答があった。

【柳原部会員】弊社ではアルコールチェックは2、3年前から導入している。

毎朝チェックを行い、その結果を管理部長へ報告し、アルコールの反応が出た者は現場には出さないようにしている。

【山口部会員】弊社では事務所入り口にアルコールチェックを設置し、チェックをしてからタイムカードを押すようにしている。

【松本部会員】弊社では現状、アルコールチェックの徹底はできていないが、今後の取り締まりの強化に向けて、徹底していきたい。

【宇留嶋部会員】弊社はトラック業協会へ所属している関係で、元々義務付けがされている。

アルコールチェックの結果については、業務日報に記載し、アルコールの反応があったものに関しては車両には乗せないようにしている。

【塩川部会員】弊社では2人1組の相互チェックを行っている。今後も社員に対する意識づけが大切である。

【田尻部会長】弊社もトラック協会へ所属している関係で、アルコールチェックは行っている。毎朝チェックし、出勤記録簿に記載をするようにしている。

【与那覇部会員】弊社もトラック業協会へ所属しているので、毎朝チェックを行って

る。アルコールチェックを導入した最初の1年間は、アルコールの反応が出る者もいたが、徐々に意識づけを行っていった。会社として、毅然とした態度で管理を行うことが大事ではないか。

以上で会議を終了した。



## 別紙 オブザーバー出席者名簿

令和3年9月13日

各県協会名	協会役職	氏名	会社名	会議
(一社)熊本県産業資源循環協会	副部会長	岩崎 浩	(株)グリーンロジスティクス	○
		安部 武夫	熊本大同砕石(株)	○
		山本 龍幸	(株)熊本メスキュード	○
		松井 祐二	セイブ管工土木(株)	○
		坂本 達紀	(株)宇佐美・工業	○
		村上 豊和	(株)宇佐美・工業	○
		西野 隆	大東商事(株)	○
		石坂 彰裕	有価物回収協業組合石坂グループ	○
		松本 龍祐	(有)国見総業	○
		早速 一平	(有)プログレ	○
		前崎 国男	(株)前崎産業	○
		松本 信吾	(株)クリーン開発	○
		射場 敏夫	光琳産業(有)	○
	部会事務局	松尾 瑠偉	(一社)熊本県産業資源循環協会	○
計				14

令和3年度 第1回中間処理部会 運営委員会 議事録

日時：令和3年4月20日（火）14時00分～16時00分

場所：web会議

出席：《運営委員》東浦知哉（部会長）、東原記守（副部会長）、青木俊和、杉山賢吾、  
梅崎晃平、小野 晃、大西良樹、川野智史

《オブザーバー》田中敏明（環境省廃棄物規制課課長補佐）  
岩岡一平（一般社団法人えひめ産業資源循環協会副会長）、  
水口定臣（同協会専務理事兼事務局長）

《事務局》森谷 賢、香川智紀、古川洋一、日浦朋子、東 卓也

【配布資料】

議事次第

出欠票

- 資料1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要  
<http://www.env.go.jp/press/109195.html>
- 資料2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（環境省作成 PPT）
- 資料3 使用済みリチウムイオン電池の適正排出について（令和3年4月5日 環境省）
- 資料4 リチウムイオン電池等の小型充電式電池の適正処理について（要望）（四国地域協  
議会 令和3年2月15日）
- 資料5 小型充電式電池対策について（えひめ産業資源循環協会：大西委員ご提出）
- 資料6 小型充電式電池を含む電子機器の適正分別のチラシ（愛媛県：大西委員ご提出）
- 資料7 愛媛新聞5面 2020年12月6日（えひめ産業資源循環協会：大西委員ご提出）
- 資料8 焼却炉解体費用の積立制度の創設について（えひめ産業資源循環協会：大西委員ご  
提出）
- 別冊1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針変更案新旧対照表
- 別冊2 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令  
[https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law/go\\_h25-45.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law/go_h25-45.pdf)
- 参考資料1 廃リチウムイオン電池に起因する発火防止対策について（要望）（全国産業資源  
循環連合会 令和2年12月16日）  
<https://www.zensanpairen.or.jp/activities/demand/>
- 参考資料2 前回議事録（令和2年度 第1回中間処理部会運営委員会 議事録）
- 追加資料1 廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）令和3年4月5  
日 環循適発第2104051号 環循規発第2104051号
- 追加資料2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要（全国産業資源循環  
連合会） 2021年4月
- 映写のみ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」に対する要望
- 映写のみ 振興法案小冊子ダイジェスト版

## 【議事】

### 1. 開会

### 2. 連合会挨拶

森谷専務理事が次のとおり挨拶をした。

本日は、今国会に提出されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（プラ新法）について、法案の概要及び連合会から環境省への要望書案についてご報告したい。

また、四国地域協議会から廃リチウムイオン電池に起因する発火防止対策に関する要望と焼却炉解体費用の積立制度に関する提案が提出されたので、それぞれご検討いただきたい。

### 3. 部会長挨拶

東浦部会長が次のとおり挨拶をした。

今国会ではプラ新法をはじめ、気候変動対策が取り扱われ、2050年のカーボンニュートラルの達成に向けた大きな舵が切られている。国では今後、動・静脈産業の連携による産業資源循環の推進により、この問題に対応すると思われるので、大局的な視点でご議論いただきたい。また、安全・安心・円滑な操業が不可欠であるとの観点からもご議論いただきたい。

### 4. 環境省との意見交換（廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について）

（追加資料 1）

オブザーバーの環境省・田中課長補佐が追加資料 1 を説明した。

時間の都合により意見交換は行わず、本通知に対する質問等の意見がある場合は、運営委員は事務局へ提出し、事務局から環境省へ照会することとなった。

（その後、環境省・田中課長補佐は退席された）

### 5. 議事

#### （1）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案について

（資料 1～2、追加資料 2）

事務局が資料 1～2、追加資料 2 に基づき説明した。

追加資料 2 は、プラ新法において産廃のプラスチックが対象となる第 7 章（排出事業者による排出の抑制及び再資源化等）を整理した資料である。

特記として、サーマルリサイクル事業は大臣認定の事業とならない。また、「第 1 号排出事業者の委託を受けた者」、「第 2 号受託者」及び「第 2 号受託者の委託を受けた者」は、産業廃棄物処理業許可が不要であるが、みなし規定として罰則を含めて廃掃法の一部規定が適用される。なお、「第 2 号受託者」は、収集運搬を委託することができ

るが、中間処理を委託することはできない。

続いて森谷専務理事が次のとおり説明した。

連合会では本件について、法案段階での意見提出と再資源化計画等が具体的になる政省令案段階での意見提出の2段階の対応を検討している。第1弾の対応として、法制度対策委員会で検討し取りまとめた要望書を近日中に環境省へ提出する予定である(※)。

※ (事務局注記) 会議後、4月22日(木)に環境省へ『「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」に対する要望』を提出した。

説明後、意見交換した。主な意見は以下のとおり。

- 本件は決議事項ではないが、ご意見はあるか。
- 現段階(法案段階)では、廃掃法の規制を受ける既存の産廃業者とプラ新法の枠組みで事業を行う再資源化事業者の住み分けが、分かりづらい。
  - 廃プラとプラ新法で取り扱うプラスチックとの区分が明確化できるのか、再資源化計画の認定方法や判断基準がどのような形になるのか、注視したい。
- 既存の産廃処理業における廃プラのリサイクルに対して、廃掃法の規制緩和はできないのか。
  - (森谷専務) プラ新法において、大臣認定されて再資源化を実施する事業者も、みなし産廃業者として廃掃法の規定が適用されるため、議論しにくい。
    - プラ新法では再資源化計画に、既存の廃棄物処理業者や新規の事業者が参入できる制度設計になっており、動・静脈産業が連携するための制度上の器と考えられる。
- RPF やフラフの製造業者(中間処理業者)は、プラ新法の第2号受託者になり得るのか。
  - (事務局) 第7章(排出事業者による排出の抑制及び再資源化等)では対象外のように読み取れる。
- 産廃処理業は業許可が必要であり、各種規制を受けながら事業を行っている。一方、プラ新法では、これまで産廃に関わらなかった事業者や、廃掃法やマニフェストに関する実務等の廃棄物処理に関する知識のない者が事業を行える状態となる。
  - 両法律の建付けが、それぞれ性善説(プラ新法)と性悪説(廃掃法)に基づいており、法律間のギャップが大きい点は問題である。一方の規制を緩和しないしは強化して、法律間のバランスを取っていただきたい。
    - (森谷専務) 直感的に正しいご意見であると思う。また、再資源化計画認定の運用次第であるが、再資源化事業者が適切に廃掃法に則った事業を行う保証は、現段階では示されていない。この点は法制度対策委員会でも指摘されている。
    - 廃掃法の産廃業者とプラ新法の再資源化事業者との間で、対称性を欠く取扱いが生じないようにしていただきたい。

(2) リチウムイオン電池等の小型充電式電池の適正処理について

① 連合会の対応について (資料 3、参考資料 1)

事務局が資料 3、参考資料 1 に基づき説明した。

前回の運営委員会において、関東地域協議会から提出された廃リチウムイオン電池混入に起因する発火事故防止に関する要望書の取扱いを議論し、その結果、令和 2 年 12 月 16 日付けで環境省と経済産業省へ連合会長名の要望書 (参考資料 1) を提出した。

これを受けて環境省では、連合会要望の記 1 及び記 2 に対応し、チラシ・ポスターの作成や動画配信など周知を行った (資料 3)。

② 四国地域協議会の要望書について (資料 4~7、別冊 1 と 2)

大西委員が資料 4~7 に基づき説明した。

説明後、意見交換した。主な意見は以下のとおり。

- ・ 廃リチウムイオン電池の発火防止対策については、運営委員会での議論の後、連合会の要望書提出とそれに対する環境省の一定の対応がなされている。本日改めて議題とする趣旨は何か。
  - ← (事務局) 要望書提出の後、四国地域協議会から新たに要望書が提出された。本要望書には、前回の議論に含まれていない要望内容が含まれており、その取扱いについて、ご検討いただきたい。具体的には要望事項 2 と 3 である。
- ・ 要望事項 2 (取り外し可能な構造の義務化) は、具体的に誰に対し、何を要望するのか。例えば、スマートフォンの多くは外国製品であり、国内への流入経路は多様である。
  - ← (大西委員) 国内での製造基準や輸入時の受入基準などの一定のルールを国が策定し、規制していただきたい。
- ・ 要望事項 3 (回収システムの義務化) は、具体的にどのような内容か。
  - ← (大西委員) 例えば電子タバコでは、(一社) 日本たばこ協会が使用済み電子タバコの店舗回収を行っている。回収の対象とならない外国製品もあるため、回収システムを国に制度化していただきたい。
- ・ 四国地域協議会の要望事項と連合会が国に提出した要望書の内容に、大きな違いはないと認識している。ただし、水際対策として外国製品に対して法律で規制するのは、現実的に難しいのではないか。
- ・ 発火の問題は、通常の出産処理施設・小型家電リサイクル施設・容器包装リサイクル施設において、共通の課題である。環境省が公開した動画において、リチウムイオン電池使用製品は小型家電リサイクル法の枠組みの中で排出するよう指導している。しかし、小型家電リサイクル業者が発火のリスクを負うだけで、根本的な問題の解決には繋がらない。

バッテリー内部の電解質 (液体) を飛ばして処理すれば発火の恐れはないので、リチウムイオン電池を専用で焼却する仕組みを作るべきである。

電池が混入する可能性と発火のリスクは、すべての処理施設にある。そのため、既存の法律の枠組みで対応するには限界がある。

← 国の小型家電リサイクル小委員会での議論では、現在のスマートフォンは、電池を取り外せない構造が主流となっており、電池だけを除去することは困難である。

法令や規制による管理ではなく、技術革新による問題の解決が有効だと思う。

- (事務局) 国はリチウムイオン電池使用製品について、小型家電リサイクル法の枠組みの中で対応する方向である。しかし、当該リサイクル法は促進型の法律であるため、法律の趣旨として四国地域協議会の要望内容にある「義務化」は馴染みづらい。

なお電子タバコは、現在、当該リサイクル法の対象品目外となっているが、国の小委員会で対象品目への追加について意見が出されており、近いうちに対象に追加されると思われる。

東浦部会長から次の発言があった。要望事項2については、プラ新法の目指す資源循環の促進や処理の安全の観点から、当然、電池の取り外しが可能であることが望ましい。産廃行政には、この問題により強く踏み込んでいただきたい。

四国地域協議会からの要望内容は、部会として否定するものではないので、前向きに取組みを継続していきたい。

森谷専務理事から次の発言があった。四国地域協議会からの要望内容は、連合会が提出している要望書への対応ぶりの点検の中で、環境省及び経済産業省へ問題提起していきたい。

以上の意見交換があった後、全員一致で、本件に関する問題を引き続いて注視し、連合会の要望書のフォローアップの中で対応をしていくこととした。

### (3) 焼却炉解体費用の積立制度について

(資料8)

オブザーバーのえひめ協会・岩岡副会長が資料8に基づき説明した。説明後、意見交換した。主な意見は以下のとおり。

- 最終処分場の維持管理積立金制度の趣旨は、周辺環境に及ぼす処分場の影響（環境リスク）が長期間に渡ることで、また廃止までの期間中（維持管理期間中）の企業の倒産リスクに備えるためである。一方、焼却炉は解体時点で、そのリスクはなくなる。

本制度の要望は、稼働終了した民間焼却炉の放置事例が多いことを国へ報告する意味合いになるのではないか。

← (岩岡副会長) 焼却炉を直ちに解体するのではなく、別の場所に新たに建て替えて、業を継続するケースが考えられる。このような場合にあらかじめ積

立金制度があれば、解体が円滑に進むと考えている。

- (森谷専務) 連合会では、全国的な焼却炉の放置事例は把握していない。  
提案の基となった、最終処分場の維持管理積立金制度の損金算入措置については、現在、制度の延長要望が大変厳しい状況にある。本提案を環境省へ伝えた結果、当該特例措置の延長要望に悪影響を及ぼす可能性もあり得る。さらに、本提案は廃掃法の改正を伴う極めて難易度の高い提案である。したがって、本提案の実現性は極めて低いと考える。

東浦部会長から次の発言があった。森谷専務理事の発言を聞いたところ、本提案は、最終処分部会を中心とした連合会内の合意を得ることが難しく、仮に要望を進めても実現性が低く、慎重に対応すべき案件と考える。

以上の発言後、全員一致で、本提案への対応は見送り、議論を終了することとした。

#### (4) その他

森谷専務理事が、産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理業の振興に関する法律案(振興法案)の概要を説明した(※)。

- ※ (事務局注記) 会議後、振興法案の概要及び小冊子の電子データを連合会ホームページに掲載しました。 URL : <https://www.zensanpairen.or.jp/outline/>

主な意見は以下のとおり。

- 「産業廃棄物処理産業」という語について、ご説明いただきたい。  
← (森谷専務) 廃掃法上は、「産業廃棄物処理業」と「特別管理産業廃棄物処理業」が別個に異なる節で規定されているため、これら二つ業を合わせて指した呼称として定義した。

#### 6. その他

特になし。

#### 7. 閉会

以上で閉会した。

## 第38回九州地域協議会中間処理部会（書面会議）議決権行使結果

第38回九州地域協議会中間処理部会における議決権行使については、以下の通りとなりました。

### 提案議題

議案名	原案	議決権行使	
<b>議案 1</b> 各県からの提案議題について	事前に議案提案の照会を行ったが、「提案なし」のため決議を省略する。	—	
	今後の対応はしない	2	
<b>議案 2</b> 「建設系マニフェストの産業廃棄物種類の混合廃棄物の項目の撤廃について」今後の対応について	継続して対応する	1	
	中間処理部会としての対応はしないが、各県協会から関係行政機関に対し問題提起する。	5	
<b>議案 3</b> 次回会議について		賛成	反対
	開催時期について (令和4年1月または2月に開催したい)	8	0
	開催場所について	7	1
		5	3

※ 議案 3 次回会議（開催場所）について：複数回答（賛成）が4県からありました。



## 2 協議事項

## (1) 役員改選について

## ① 中間処理部会

(一社)鹿児島県産業資源循環協会部会設置規程第6条の規程に基づき、中間処理部会役員を選任を願いたい。

・現役員の任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

・次期役員の任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

(参考)(一社)鹿児島県産業資源循環協会部会設置規程第6条

(役員)

第6条 各部会には、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
  - (2) 副部会長 1人
  - (3) 幹事 1人
- 2 部会長、副部会長及び幹事は、部会員の互選により選任する。
  - 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 任期中に交替した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(参考)(一社)鹿児島県産業資源循環協会中間処理部会現役員名簿

部会役職	氏名	会社名
部会長	三谷 貴夫	(株)三純建設
副部会長	片平 大世	カゴシマロック(株)
幹事	永井 和義	(有)三愛サービス

※新役員

部会長 ( )  
副部会長 ( )  
幹事 ( )

## ② 収集運搬部会

(一社)鹿児島県産業資源循環協会部会設置規程第6条の規程に基づき、収集運搬部会役員の選任を願いたい。

・現役員の任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

・次期役員の任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

(参考) (一社)鹿児島県産業資源循環協会部会設置規程第6条

(役員)

第6条 各部会には、次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 1人

(3) 幹事 1人

2 部会長、副部会長及び幹事は、部会員の互選により選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 任期中に交替した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(参考) (一社)鹿児島県産業資源循環協会収集運搬部会現役員名簿

部会役職	氏名	会社名
部会長	田尻 隆	(有)鴨池運送
副部会長	下入佐 裕司	(有)入佐産業
幹事	榎田 智博	(株)榎田組

※新役員

部会長 ( )

副部会長 ( )

幹事 ( )

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

# フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

## 対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき  
は引き取ることができます。

## 対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

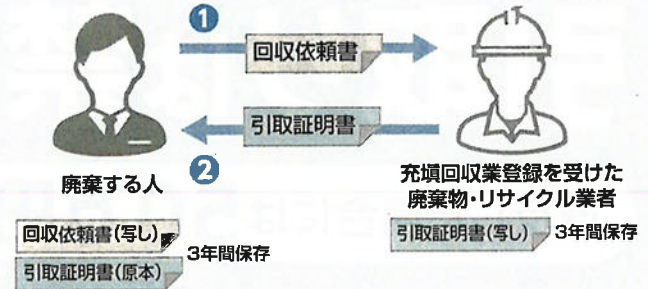
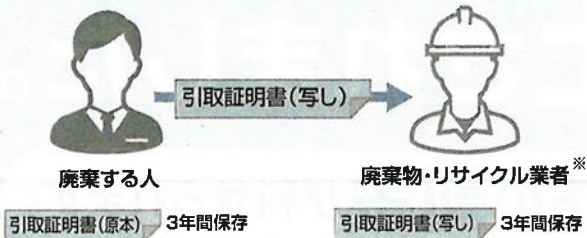
※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

**Q** 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

**A** 主に以下の場合に引取りが可能です。

**① 引取証明書を受け取った場合**

**② 自らフロン類を回収する場合**



※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

**Q** 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

**A** 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。  
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

**Q** 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

**A** 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

## フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



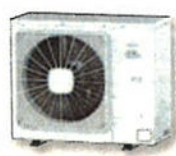
フロン排出抑制法の改正により

2020年  
4月施行

# 建物解体時の 規制が強化されました。

## フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が  
使われているもの



店舖用エアコン



ビル用  
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用  
ショーケース など

## 建設・解体業者

### やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、  
その結果を書面で発注者に説明。

**改正点** その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者への  
フロン類引渡しを受託した場合)

- ③ フロン類が回収されていることを確認し  
廃棄物・リサイクル業者に  
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

## 工事の発注者



### 改正点

フロン類を未回収のまま行う  
機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、  
50万円以下の罰金

## 廃棄物・ リサイクル業者



### 改正点

フロン類の回収が確認でき  
ない機器の引取りは禁止。

違反した場合、  
50万円以下の罰金

# ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

## 機器がある場合

## 機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者\*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。  
\*都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。

**引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!**

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

## フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



事務連絡

令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

## 水銀廃棄物ガイドライン第 3 版の公表について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、水銀廃棄物については、平成 29 年 8 月に発効した水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）において、環境上適正な方法で管理することが求められています。

我が国では、同条約を担保するため、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）等を改正し、水銀廃棄物の処理基準等を定めたほか、水銀廃棄物ガイドラインを作成・改定し、国内における水銀廃棄物の適正処理の確保に努めてきたところです。

昨年末には、水俣条約の規定に基づき水銀使用製品の製造等が原則禁止とされたことから、今後水銀の需要が減少し、国内で処理しなければならない水銀廃棄物が増加することが見込まれており、水銀廃棄物の適正処理を一層推進していく必要があります。

このような背景を踏まえ、専門家から技術的助言を得た上で、水銀廃棄物ガイドラインを改定し、廃水銀等処理物の埋立処分方法に関する技術的事項の具体化等を行いました。

貴職におかれましては、水銀廃棄物の適正処理を推進するため、事業者の指導等において引き続き当該ガイドラインを参考としていただくとともに、当該ガイドラインの事業者への周知等に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

添付資料（環境省ウェブサイトにも掲載しています。）

- ・水銀廃棄物ガイドライン第 3 版
- ・水銀廃棄物ガイドライン改定に係る新旧対照表

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

<連絡先>

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

担当：寺西、伊藤

TEL：03-5501-3157（直通）

E-mail：[hairi-tekisei@env.go.jp](mailto:hairi-tekisei@env.go.jp)

## 水銀廃棄物ガイドライン第3版の主な改定箇所

第3版の公表に当たり、廃水銀等処理物の埋立処分方法に関する技術的事項の具体化等を行ったところ、主な改定箇所としては以下のとおりです。

## ■ 「3.2.1 排出事業者の役割・責務」

- 廃水銀等の固型化方法等について、最終処分業者まで情報が伝達される必要がある旨を追記

## ■ 「3.7.1 最終処分基準」

- 雨水浸入防止のための容器構造物（廃水銀等処理物を収めるもの）の外枠及び不透水層を設計・施工する際の、措置の例や留意事項について追記
- 容器構造物を埋め立てる際の位置及び措置の例や留意事項について追記
- 容器構造物の埋立後の雨水浸入防止に関する更なる追加的措置をコラムにおいて例示
- 容器構造物について、具体的な条件下における設計の計算をコラムにおいて例示し、その計算例の詳細を別添資料に記述

## ■ 「3.7.2 最終処分場の維持管理」

- 埋め立てた廃水銀等処理物の記録等が廃止の申請の際に必要な旨及び記録等の書面の例を追記し、廃止後も土地所有者において保管されることが望ましい旨を追記
- 個別の状況や協議等による最終処分場内外における追加的なモニタリングの実施について追記

## ■ 「3.7.3 最終処分場の廃止」

- 廃水銀等処理物が埋立処分されている管理型最終処分場の廃止に当たって、雨水浸入防止措置に関する考え方を追記
- 最終処分場の跡地への自然災害等による影響を想定し、埋め立てた廃水銀等処理物の記録等が廃止後も適切に取り扱われることが望ましい旨を追記



事務連絡

令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの第 3 版の公表について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

石綿を含む産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）により処理基準が定められており、吹付け石綿や石綿含有保温材等が廃棄物となったものは特別管理産業廃棄物である廃石綿等とされ、その他の石綿含有建材が廃棄物となったものは上乗せの規定が設けられている産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物とされています。

今般、建築物等の解体等を行う際の石綿の飛散を防止することを目的とする大気汚染防止法（昭和 47 年法律第 57 号）が令和 2 年に改正され、全ての石綿含有建材が規制対象となりました。具体的には、従来の石綿含有吹付け材や石綿含有保温材等に加えて、新たに石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材（以下「塗材」という。）の区分が設けられ、さらに石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種については解体等工事において石綿含有成形板等のうち特に石綿等の粉じんを比較的多量に発生等させる原因となるものと位置づけられました。

これまで塗材については、施工ときに吹付け工法により施工されたものであれば、廃棄物となったものは廃石綿等に該当し、吹付け以外の工法により施工されたものであれば、廃棄物となったものは石綿含有産業廃棄物に該当するとされてきました。また、石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種については、その他の石綿含有成形板等と同様に、廃棄物となったものは石綿含有産業廃棄物とされていたところです。

そこで今般の大気汚染防止法の改正内容に応じて、廃棄物処理法における当該石綿含有建材が廃棄物になったものについて、石綿の飛散性に係る評価試験を実施するとともに、専門家からの技術的助言を得た上で、その規制方針を検討しました。さらに、その検討結果等を踏まえて石綿含有廃棄物等処理マニュアルを改定しました。

貴職におかれましては、石綿を含む廃棄物の適正処理を推進するため、事業者

の指導等において引き続き当該マニュアルを参照いただくとともに、当該マニュアルの事業者への周知等に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

添付資料（環境省ウェブサイトにも掲載しています。）

- ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）
- ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル改定に係る新旧対照表

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/index.html>

<連絡先>

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

担当：寺西、吉田

TEL：03-5501-3157（直通）

E-mail：[hairi-tekisei@env.go.jp](mailto:hairi-tekisei@env.go.jp)

事務連絡

令和3年4月16日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業等の許可事務等の取扱いについて

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に当たっては、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが必要とされており（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第10条第2号ロ、第10条の5第1号ロ(2)及び第2号ロ(2)、第10条の13第2号のハ並びに第10条の17第1号ロ(3)及び第2号ロ(3))、その具体的内容が「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（令和2年3月30日環循規発第2003301号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「許可事務通知」という。）等において示されてきたところである。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大及びそれに伴う外出自粛等の影響により、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業（以下単に「産業廃棄物処理業」という。）を営む者の中には、一時的に経営に深刻な影響が出ているものも見られるところである。このような特殊な事情を踏まえ、産業廃棄物処理業に係る許可事務等における経理的基礎に係る要件の取扱いを下記のとおり取りまとめたので連絡する。

## 記

許可事務通知第1の4の(6)においては、産業廃棄物処理業の許可における事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎の意義として、「利益が計上できていること又は自己資本比率…が10パーセントを超えていること及び申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであること…が望ましい」ことが示されている。一方で、これらの条件を満たさない場合であっても容認される余地があること及び「経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること」もあわせて示されているところであり、特に、今般

の新型コロナウイルスの感染拡大のような特殊な状況においては、単に経理上の数値を機械的に要件に当てはめることのみで許可に関する判断を行うべきではない。

すなわち、経理的基礎を有するか否かの判断に当たっては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に直接又は間接に起因して経営状況が悪化しているとしても、感染症の終息後は経営状態が速やかに回復する可能性があること、政府及び地方公共団体による各種の支援措置が利用できる可能性があること等を踏まえ、許可事務通知にあるとおり、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等も活用して、単に経理上の数値が悪化していることのみを理由に許可を与えないこととするのではなく、より実質的かつ柔軟な判断を行うよう努められたい。

なお、二以上の事業者のうちそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者の基準（規則第8条の38の3第6号）及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準（規則第12条の2の3第2号）に係る「経理的基礎」についても、産業廃棄物処理業の許可事務等における取扱いの趣旨を踏まえて同様に対応されたい。

環循規発第 2104141 号

令和 3 年 4 月 14 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

行政処分の指針について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成 30 年 3 月 30 日付け環循規発第 18033028 号をもって通知した「行政処分の指針について（通知）」について、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の一部が改正され、令和元年 12 月 14 日から施行されていること等を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「行政処分の指針」を取りまとめたので通知する。

また、平成 30 年 3 月 30 日付け環循規発第 18033028 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「行政処分の指針について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

事務連絡  
令和3年9月29日

正会員 各位  
部会運営委員 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
専務理事 森谷 賢

「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」  
に対する疑義照会回答について

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会は、平成28年の廃棄物処理法の5年ごとの見直しの検討に際して、環境省に意見書「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見」を提出しております。

[https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand\\_20160331.pdf](https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand_20160331.pdf)

本意見において、連合会は、産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請手続きの合理化を要望したところですが（要望事項13）、これを受けて、令和3年4月5日付け環循規発第2104051号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」が発出されました（別紙1）。

当該通知に対して、各部会（収集運搬部会、中間処理部会、最終処分部会、医療廃棄物部会、建設廃棄物部会）の運営委員から出された疑義を事務局で取りまとめ（別紙2）、環境省に照会したところ、回答を得ましたので情報提供いたします（別紙3）。

別紙1. 施設更新通知

別紙2. 施設更新通知に関する質問

別紙3. 施設更新通知に関する質問への回答

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
廃棄物規制課長

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項の許可又は第 9 条の 3 第 1 項若しくは第 9 条の 3 の 3 第 1 項の届出（以下「設置許可等」という。）により廃棄物処理施設を設置する者（以下「許可施設等設置者」という。）が、当該設置許可等に基づき設置した廃棄物処理施設を撤去し、新たに廃棄物処理施設を設置する、いわゆる廃棄物処理施設の更新に係る手続については、「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（平成 29 年 2 月 14 日中央環境審議会）によって、「施設を更新する際の許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続の簡略化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を検討していくべきである」との意見具申があったところである。今般、改めて下記のとおり通知するので、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、平成 26 年 6 月 23 日付け環廃産発第 14062313 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理施設に係る許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについて（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 廃棄物処理施設の設置許可等について

設置許可等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 5 条又は第 7 条に規定される廃棄物処理施設を「設置しようとする者」が受けなければならないものであるから、設置許可等の時点では、当然に当該設置許可等に係る廃棄物処理施設は存在せず、ゆえに、設置許可等を有する

ことと当該設置許可等に係る廃棄物処理施設が存在することは、個別に考慮されるべきであると解される。

このため、廃棄物処理施設の更新に当たり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない。

## 第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設等設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はなお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。

ただし、この場合であっても、法第8条第1項又は第15条第1項の許可により廃棄物処理施設を設置する者は、改めて設置した廃棄物処理施設について、法第8条の2第5項又は第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、都道府県知事又は政令市長によって当該許可に係る法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することはできない。

なお、更新した廃棄物処理施設に係る基準の適用は、これまで設置されていた廃棄物処理施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置に照らし、改めて判断されたい。また、第三以下も同様である。

## 第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第5条の2第3号又は第12条の8第3号に掲げる設備並びにその他の設備及び部品等（以下「廃棄物処理施設の一部」という。）で構成されるが、これらを同一のものに交換する場合は、当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴わないため、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する変更許可申請若しくは法第9条の3第8項に規定する変更届出又は法第9条第3項（第9条の3第11項、第9条の3の3第3項又は第15条の2の6第3項で準用する場合を含む。）に規定する軽微変更届出（以下「変更に係る手続」という。）を要さない。

## 第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、これと同一ではない廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、なお有効である当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更することとなるため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

よって、既に当初設置許可等と同一の廃棄物処理施設が製造されていない場合に



その後継施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合、又は同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新する場合等については、処理能力の増大を伴ったとしても、規則第5条の2、第5条の9の2、第5条の10の9又は第12条の8に規定する設置許可等を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更該当すれば、更新後遅滞なく当該軽微な変更を都道府県知事又は政令市長に届け出れば足り、もって生活環境影響調査等の手続を要さない。

#### 第五 廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、当初設置許可に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴うため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

令和3年5月19日

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 御中

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）について（照会）

日頃より産業廃棄物処理に関するご指導を頂戴し厚くお礼を申し上げます。

本連合会の正会員協会の会員企業より、「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）（令和3年4月5日付環循規発第2104051号）」に対して以下のとおり照会を受けています。ご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、照会事項ではありませんが、本通知についての意見がありましたので、合わせて記載いたしました。ご高配のほどお願い申し上げます。

連絡先 連合会調査部次長 日浦朋子

(1) 照会事項

No.	該当箇所	内容
1 廃止について	第一	<p>法に基づく「廃止」について、通知を踏まえての定義をご教示ください。</p> <p>第一の後段（P2の3行目）には、「<u>廃棄物処理施設の更新にあたり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までも廃止されたとは解されない。</u>」とあります。</p> <p>廃棄物処理法に、「廃止」についての明確な定義は見当たりませんが、法第9条（法15条の2の6第3項で準用）では、処理施設を廃止したときには、遅滞なく届け出を知事等に提出しなくてはならないとされています。</p> <p>従前は、「施設及び許可」の一体運用がほとんどだと思いますので、問題の顕在化は無かったのかもしれませんが、施設と許可の廃止が別となると「廃止」とは、「施設を今後使わないと設置者が判断した場合」、「具体的に使えないような状況（撤去等）とした場合」、「更新を含めてその場所での計画自体を廃止した場合」など、どの時点をもって届出が必要なのか、複数の解釈が生まれるおそれがあると思われま</p>

No.	該当箇所	内容
		<p>す。</p> <p>また、許可等に関して、「取り消される」以外に廃止する仕組みがないとすれば、例えば、事業から撤退して、施設を撤去し、土地も他人に渡したとしても、許可の譲渡ができなければ「設置者（許可を受けたもの）」の義務が、未来永劫続くことになりかねません。</p> <p>法律の枠から抜けられなくなるとすれば、新たな仕組みが必要となるのではないのでしょうか。「廃止」に関する考え方を明確にさせていただきたいと思います。</p>
2 廃止について	第一	<p>「<u>廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない</u>」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物処理施設を廃止し撤去した時、廃止届を提出するが、廃止届を提出しない場合は、廃止されていないと解釈されますか。</li> <li>● 廃棄物処理施設を廃止し撤去した時、必ずしも廃止届を提出しなくても良いのでしょうか。</li> <li>● 撤去は、廃止とみなされませんか。</li> </ul>
3 同一について	全体	<p>「同一」の定義をご教示ください。</p> <p>この通知には「同一」という言葉がいたるところに出てきていますが、そもそも「同一」の定義が明確ではありません。</p> <p>第四には、逆に「同一でないもの」として、「既に当初設置許可等と同一の産業廃棄物処理施設が製造されていない場合にその継続施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合」と例示されていますが、やはり解釈によっては、どこまでを同一とみなすかは、最終的に各都道府県等の捉え方にならざるを得ないものと考えます。</p> <p>(補足) そもそも、許可申請に添付する図面等は、各都道府県等でどの程度の詳細まで求められているのか承知しておりませんが、一般的には基本設計レベルではないかと思えます。許可レベルでの「同一」と実際に完成した施設との「同一」を一緒に議論することから、ボタンの掛け違いが生じているのではないかと考えます。</p> <p>環境省として「同一」をどこまで、定義できるのかという点は、たいへん難しいことだと思えますが、少なくとも言葉だけが独り歩きすることの無いよう、配慮をお願いしたいと考えます。</p>

No.	該当箇所	内容
4 同一について	第二	<p>「これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。」とありますが、</p> <p>同一の施設とは、維持管理、構造、能力、付帯施設等どこまでを指していますか。</p>
5 環境負荷の低減について	第四	<p>「同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境影響項目全てが低減される場合ですか。</li> <li>● 低減とは同等も含まれますか。</li> <li>● 排ガス、排水中の汚染物質（規制物質）排出総量で判断することも可能ですか。</li> </ul> <p>（例えば、排ガス量が増えても汚染物質濃度が低減することにより汚染物質の総排出量が減少するような場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● CO<sub>2</sub>の排出量削減は環境負荷の低減と解することはできますか。</li> </ul>
6 施設の設置位置が変更となる場合について	第四	<p>更新時には事業の継続性から、既存施設を先に撤去してから更新施設を設置するのは困難なため、隣接する場所に新しい施設を設置してから既存施設を撤去することが考えられます。その場合には施設の設置位置の変更となります。</p> <p>このように<u>施設の設置位置が変更となる場合</u>であっても、既設の施設より環境負荷の低減が図られる施設で更新する場合には、生活環境影響調査等の手続きは不要となるのでしょうか。</p> <p>「廃棄物処理法の目的に照らして問題がないと判断される場合には、廃棄物処理法に係る各種手続等の合理化を引き続き進めていくことが必要である。」となっておりますが、具体的手続きについてご教示ください。</p>
7 使用前検査について	第四	<p>新たな許可が必要とされない場合であって、「使用前検査」の必要な場合、必要でない場合について、ご教示ください。</p> <p>第一の場合と異なり、第四の場合「使用前検査」に関して触れられていません。</p> <p>通常、軽微変更の内容であれば使用前検査は不要と考えますが、通知の第一の趣旨からすれば、許可が不要な場合でも、新たな施設の使用にあたっては、「使用前検査」が必要になるということですので、</p>

No.	該当箇所	内容
		<p>第四の軽微変更にも、検査が必要な場合があるということになるのではないかと考えられます。</p> <p>使用前検査の要・不要の判断で、新たな混乱が生じないように、具体的な内容を例示いただくなど、助言いただきたいと思います。</p>
8 処理能力の増大について	第四	<p>「処理能力の増大を伴ったとしても」とありますが、「設置許可を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更該当すれば・・・」となっております、「処理能力の増大を伴ったとしても」の増大は処理能力10%までになりますか。</p>
9 更新による経過措置について	全体	<p>更新による経過措置の運用について、具体の例示をお示してください。</p> <p>例示がないので、具体的な内容がイメージしにくいのですが、第二なお書き以下に「第三以下も同様である。」となっていることで、極端な場合、定修で汎用部品を交換しても新たな基準が適用されるとも読めます。</p> <p>これが、行き過ぎた規制になることが懸念されますので、この経過措置の具体的な事例についてご教示いただきたいと思います。</p>
10 その他	第五	<p>「変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続きを要する」とありますが、廃棄物の種類を増やす場合の手続きはどのようになりますか。</p>

(2) 通知に対する意見

No.	内容
1	<p>廃棄物処理法の施設許可に関しては、法に「更新」に関する手続きが明確に記載されておらず、各都道府県等の判断で運用がなされていたものと思います。この点、上記通知により、一定の考え方が国から示され整理できたものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に「同一の施設に更新する場合」には、改めて設置許可等を受ける必要がないこと、「同一ではない施設に更新する場合」であっても軽微な変更となる場合があり、事後届出で済むことが示され、一連の手続の簡略化につながるものと期待できます。</li> <li>● しかし、全産連の要望「<u>同等の処理能力のものへの更新については、手続を簡略化していただきたい。</u>」に照らした場合、今回は政省令の変更を伴わない運用解釈のため、焼却施設における「燃焼室」、破碎施設における「破碎機」など、いわゆる主たる施設の更新は、同一な施設でない限り、変更許可対象となること</li> </ul>

No.	内容
	<p>とは従前どおりで、また、施設位置の変更についても、その解釈により、運用に相当の幅を持つものと思われます。要望に対する今後の対応については、更に全産連での議論を深める必要があるのではないかと考えます。</p> <p>● また、<u>この通知の運用に関して、関連する一連の手続きに対する考え方が、必ずしもこの通知には示されていないため、現場での解釈の違いから新たな混乱が生ずるおそれがあるものと考えます。</u>円滑な運用に関して、引き続き、各自治体への支援を環境省にお願いする必要があるものと考えます。</p>
2	<p><b>【新たな指導に繋がるおそれ】</b></p> <p>「第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続き」に関しては、第一の原則からすれば、合理的だと思います。</p> <p>しかし一方で都道府県等がまったく知らされない間に施設が（取り壊されて）撤去され、法律上、使用前検査申請の時点までその状況を知るすべがないとすれば、特に焼却施設のように、住民の意思形成のために設置時に計画書を縦覧する仕組みを取り入れた施設が、住民や行政の知らないうちに、取り壊されたり、新たに工事がなされたりしたら、住民の心配・不信の引き金となるおそれもあります。</p> <p>この矛先が、行政にも向けられることとなりかねず、都道府県等が新たなルールの導入を行うことも考えられます。</p> <p>そうなると、また事前相談の強化や、手続きの導入といったことにも繋がるおそれがあると思われますので、環境省からは、この点、都道府県等に対して、的確な助言をいただきたいと思います。</p> <p>（そもそも、都道府県等が住民同意を指導していることについて、根本的な解決がなされない中で、法の解釈だけで、都道府県等は動けるのでしょうか。）</p>
3	<p><b>【都道府県等の運用解釈における新たな不統一が発生するおそれ】</b></p> <p>法 15 条第 2 項第 6 号にある「廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」の変更について、環境省令で「施設の位置」や「主要な設備（例えば燃焼室、破碎機）」の変更が含まれると、軽微な変更となりません。</p> <p>今回、軽微な変更での対応もありうるとされたことから、この運用をめぐって都道府県等ごとの取り扱いに、更に温度差が生まれるのではないかと懸念します。</p> <p>例えば、設備のレイアウト変更で縦の配置が横になっても、施設位置の変更がなされたとの解釈ならば、今後も変更許可が必要となります。</p> <p>いずれにしても、新たな混乱要因とならないよう、環境省から、都道府県等に対して、的確な助言をいただきたいと思います。</p>

令和3年4月5日付け環循規発第2104051号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」に対する疑義照会回答

当連合会から環境省に疑義照会したことに対する環境省回答は以下のとおりでした。

1 廃止について（1）

Q：法に基づく「廃止」について、通知を踏まえての定義をご教示ください。

第一の後段（P2の3行目）には、「廃棄物処理施設の更新にあたり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までも廃止されたとは解されない。」とあります。

廃棄物処理法に、「廃止」についての明確な定義は見当たりませんが、法第9条（法15条の2の6第3項で準用）では、処理施設を廃止したときには、遅滞なく届け出を知事等に提出しなくてはならないとされています。

従前は、「施設及び許可」の一体運用がほとんどだと思いますので、問題の顕在化は無かったのかもしれませんが、施設と許可の廃止が別となると「廃止」とは、「施設を今後使わないと設置者が判断した場合」、「具体的に使えないような状況（撤去等）とした場合」、「更新を含めてその場所での計画自体を廃止した場合」など、どの時点をもって届出が必要なのか、複数の解釈が生まれるおそれがあると思われま

す。また、許可等に関して、「取り消される」以外に廃止する仕組みがないとすれば、例えば、事業から撤退して、施設を撤去し、土地も他人に渡したとしても、許可の譲渡ができなければ「設置者（許可を受けたもの）」の義務が、未来永劫続くことになりかねません。法律の枠から抜けられなくなるとすれば、新たな仕組みが必要となるのではないのでしょうか。「廃止」に関する考え方を明確にしていきたいと思

A：施設の廃止とは現に存在する廃棄物処理施設を廃棄物の処理の用に供しないと設置者が判断することを言います。

2 廃止について（2）

Q：「廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない」とありますが、

- ・廃棄物処理施設を廃止し撤去した時、廃止届を提出するが、廃止届を提出しない場合は、廃止されていないと解釈されますか。

- ・廃棄物処理施設を廃止し撤去した時、必ずしも廃止届を提出しなくても良いのでしょうか。
- ・撤去は、廃止とみなされませんか。

A：廃止とは、現に存在する廃棄物処理施設を廃棄物の処理の用に供しないと判断することを言います。施設を撤去すれば、処理の用に供することができないので、廃止に該当します。法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項に示されているように、廃棄物処理施設設置許可に係る廃棄物処理施設を廃止又は休止したときは、遅滞なく都道府県知事等に届け出る必要があります。

### 3 同一について

Q：「同一」の定義をご教示ください。

この通知には「同一」という言葉がいたるところに出てきていますが、そもそも「同一」の定義が明確ではありません。

第四には、逆に「同一でないもの」として、「既に当初設置許可等と同一の産業廃棄物処理施設が製造されていない場合にその継続施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合」と例示されていますが、やはり解釈によっては、どこまでを同一とみなすかは、最終的に各都道府県等の捉え方にならざるを得ないものと考えます。

(補足) そもそも、許可申請に添付する図面等は、各都道府県等でどの程度の詳細まで求められているのか承知しておりませんが、一般的には基本設計レベルではないかと思えます。許可レベルでの「同一」と実際に完成した施設との「同一」を一緒に議論することから、ボタンの掛け違いが生じているのではないかと考えます。

環境省として「同一」をどこまで、定義できるのかという点は、たいへん難しいことだと思いますが、少なくとも言葉だけが独り歩きすることの無いよう、配慮をお願いしたいと考えます。

A：廃棄物処理施設又は廃棄物処理施設の一部が同一とは、メーカー及び型式が同じであることを指します。「設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合」とは、現に設置許可を受けている計画等とおりに再設置する場合を指し、この場合には許可申請及び変更届は不要です。

当初の計画等に対して変更がある場合には、変更の内容に応じて変更許可申請、あるいは軽微変更の届出を行ってください。

### 4 同一について

Q：「これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施



設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。」とありますが、同一の施設とは、維持管理、構造、能力、付帯施設等どこまでを指していますか。

A：3.にて回答の通り

#### 5 環境負荷の低減について

Q：「同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新」とありますが、

- ・環境影響項目全てが低減される場合ですか。
- ・低減とは同等も含まれますか。
- ・排ガス、排水中の汚染物質（規制物質）排出総量で判断することも可能ですか。  
(例えば、排ガス量が増えても汚染物質濃度が低減することにより汚染物質の総排出量が減少するような場合)
- ・CO2の排出量削減は環境負荷の低減と解することはできますか。

A：変更内容が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の8第1号から第5号までのいずれにも該当しない場合には、軽微な変更該当し、変更許可を要しません。具体的には、設置計画に記載された排ガス又は排水の量、生活環境への負荷に関する数値、維持管理計画に記載された生活環境の保全のため達成することとした数値等が増大する場合は、軽微な変更該当せず、変更許可申請が必要となります。

#### 6 施設の設置位置が変更となる場合について

Q：更新時には事業の継続性から、既存施設を先に撤去してから更新施設を設置するのは困難なため、隣接する場所に新しい施設を設置してから既存施設を撤去することが考えられます。その場合には施設の設置位置の変更となります。

このように施設の設置位置が変更となる場合であっても、既設の施設より環境負荷の低減が図られる施設で更新する場合には、生活環境影響調査等の手続きは不要となるのでしょうか。

「廃棄物処理法の目的に照らして問題がないと判断される場合には、廃棄物処理法に係る各種手続等の合理化を引き続き進めていくことが必要である。」となっておりますが、具体的手続きについてご教示ください。

A：旧施設を廃棄物の処理の用に供したまま隣接する場所に新施設を設置する場合には、新施設に対する設置許可申請が必要となります。

#### 7 使用前検査について

Q：新たな許可が必要とされない場合であって、「使用前検査」の必要な場合、必要でない場合について、ご教示ください。

第一の場合と異なり、第四の場合「使用前検査」に関して触れられていません。

通常、軽微変更の内容であれば使用前検査は不要と考えますが、通知の第一の趣旨からすれば、許可が不要な場合でも、新たな施設の使用にあたっては、「使用前検査」が必要になるということですので、第四の軽微変更にも、検査が必要な場合があるということになるのではないかと考えられます。

使用前検査の要・不要の判断で、新たな混乱が生じないように、具体的な内容を例示いただくなど、助言いただきたいと思います。

A：第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続では、法第 15 条の 2 第 5 項に基づいて、撤去、再設置後の施設が第 15 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認するために、使用前検査が必要であるとしています。

第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続においても、第二と同様に、撤去、再設置後は、法第 15 条の 2 第 5 項に基づいて計画に適合していることを確認するために、使用前検査が必要となります。

ただし、これらはいずれも廃棄物処理施設を撤去して再設置する場合の手続について述べたものであって、廃棄物処理施設を撤去しない場合には、当該施設について既に使用前検査がなされているので、変更の許可がない限り、使用前検査は不要です。

#### 法第 15 条の 2 第 5 項

当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事等の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

#### 8 処理能力の増大について

Q「処理能力の増大を伴ったとしても」とありますが、「設置許可を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更該当すれば・・・」となっており、「処理能力の増大を伴ったとしても」の増大は処理能力 10%までになりますか。

A：そのとおりです。

#### 9 更新による経過措置について

Q：更新による経過措置の運用について、具体の例示をお示しください。

例示がないので、具体的な内容がイメージしにくいのですが、第二 なお書き以下に「第

三以下も同様である。」となっていることで、極端な場合、定修で汎用部品を交換しても新たな基準が適用されるとも読めます。

これが、行き過ぎた規制になることが懸念されますので、この経過措置の具体的な事例についてご教示いただきたいと思えます。

A: 通知の該当部分は、更新した廃棄物処理施設に係る新基準の適用について述べたものであり、施設が更新されない単なる部品交換について、新基準が適用されるような場面は想定していません。

#### 10 その他

Q「変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続きを要する」とありますが、廃棄物の種類を増やす場合の手続きはどのようになりますか。

A: 廃棄物の種類を増やすことによって、「施設の種類」(法第15条第2項第3号)が変わる場合(例えば、木くずの破碎機として設置された施設で廃プラスチックを処理する場合)には新規許可が必要になりますが、単に産業廃棄物の種類が変わるだけ(例えば、木くずの破碎機として設置された施設で繊維くずを処理する場合)であれば軽微変更の手続きが必要となります。

以上

各特別管理産業廃棄物（廃石綿等）収集運搬業者 様

鹿児島県環境林務部

廃棄物・リサイクル対策課長

汚泥に該当する石綿含有産業廃棄物に係る収集運搬業許可の取扱いについて  
(通知)

当県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、感謝申し上げます。

これまで石綿含有仕上塗材（以下「塗材」という。）については、施工ときに吹付け工法により施工されたものであれば、廃棄物となったものは特別管理産業廃棄物の「**廃石綿等**」に該当し、吹付け以外の工法により施工されたものであれば、廃棄物になったものは「**石綿含有産業廃棄物**」に該当するとされていましたが、令和3年3月に国が「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を改定し、**工法を問わず塗材が廃棄物となったものは「石綿含有廃棄物」に該当することとされました。**

また、**塗材が廃棄物となったものは石綿含有産業廃棄物の汚泥に該当する場合があります**とされました。

ついては、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の事業の範囲に「**廃石綿等**」を有し、**石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを希望する場合は、下記により手続きを行ってください。**

なお、既存の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の有効期限内においては、これまでどおり、廃石綿等に準じて特別管理産業廃棄物として運搬できるものとします。

#### 記

#### 1 産業廃棄物収集運搬業許可の取扱いについて

##### (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の事業の範囲に「**汚泥**」ありの場合

産業廃棄物処理業変更届出の提出により、「**汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）**」として許可証を交付します。（必要書類等については後述2，3を参照）

変更届出の受付については、**令和3年10月1日時点で有効な特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証に記載の有効期限のうち早い期日までとします**（当該期日以降に手続きを行おうとする場合については、変更許可申請が必要となります）。

##### (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の事業の範囲に「**汚泥**」なしの場合

**変更許可申請**が必要です。

##### (3) **産業廃棄物収集運搬業許可がない場合**

**新規許可申請**が必要です。

## 2 変更届出に必要な書類

- (1) 産業廃棄物処理業変更届出書（様式第11号）
- (2) 事業計画の概要を記載した書類
- (3) 運搬容器の写真

塗材が廃棄物になったものは、飛散性が高いおそれがあり、また、汚泥状であれば袋の破損等が起こると廃棄物が流出する蓋然性が高いため、**耐水性プラスチック袋等により二重梱包**を行う必要があります。

- (4) 現許可証の写し（※産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業）
- (5) その他

鹿児島県ホームページに記載例を示しております。

ホーム>くらし・環境>廃棄物・リサイクル>廃棄物処理法改正に係る情報>石綿含有産業廃棄物の取扱いについて

## 3 変更届出の提出先

○申請者の主たる事務所又は事業場の所在地が県内（鹿児島市を除く）の区域の場合  
管轄する各地域振興局及び各支庁

○申請者の主たる事務所又は事業場の所在地が鹿児島市の区域又は鹿児島県外の区域である場合

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

(問合せ先)

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課  
産業廃棄物係 出之口, 久保

TEL 099-286-2596 FAX 099-286-5545

E-mail [emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp)

## 資料 14

環循適発第 2109301 号  
環循規発第 2109302 号  
令和 3 年 9 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
廃棄物規制課長

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスク  
フォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清  
掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の適用に関して、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理等に係る解釈の明確化を図ることとされたところである。これを受け、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 第1 一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

他人の廃棄物を処理する場合は、当該処理を行う廃棄物の区分ごとに廃棄物処理業の許可を取得する必要があるが、産業廃棄物の区分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条において排出元の業種等が指定されているものがあることから、たとえ事業活動に伴って排出される廃棄物が同様の性状を有する場合であっても、当該指定業種等から排出される廃棄物を処理する場合は産業廃棄物処理業の許可が、当該指定業種等以外から排出される廃棄物を処理する場合は一般廃棄物処理業の許可がそれぞれ必要となる。ただし、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を、当該一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において混合して処理することについては、法令上禁じられていない。

については、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬業の許可を有する者の運搬車において、搭載する廃棄物ごとに容器を分けること、又はロードセル等の機器で搭載する廃棄物の数量を計測すること等により、それぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬しても差し支えない。その際、産業廃棄物の運搬に係る産業廃棄物管理票の交付の義務は従来通り課されることとなる。

また、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処分業の許可を有する者の施設において、当該一般廃棄物と産業廃棄物を混合して保管、投入及び処分しても差し支えない。なお、処理後の残さについては、処分した一般廃棄物と産業廃棄物の比率で按分し、以後それぞれの区分の残さとして取り扱っても差し支えない。

## 第2 「「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」

（平成18年3月31日付け環廃産第060331001号通知）の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」の適用について

環廃産発第060331001号の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」においては、「営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合」の許可の取扱い及び判断方法が示されているが、本取扱い及び判断方法については、メタンガス化施設を試運転する際に、産業廃棄物である下水汚泥を種菌として利用する場合においても適用できることとする。

また、本取扱い及び判断方法は中間処理業者による処理に伴い排出される産業廃棄物についても適用されるが、当該産業廃棄物の排出又は中間処理が行われる都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）と、当該産業廃棄物を使用した試験研究が行わ

れる都道府県等が異なる場合は、必要に応じてあらかじめ当該都道府県等の間で、当該産業廃棄物の管理方法等について協議を行っておくことが望ましい。

### 第3 地下工作物の取扱いについて

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

なお、地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やPCB使用機器などの有害物、これら以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。また、地方公共団体が上記の①から④までの条件を満たしていないと判断した場合は「廃棄物」に該当し得るとともに、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると判断した場合は、当該地下工作物の撤去等、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることが可能である。



## 産業廃棄物税を活用した助成事業等（協会関係分：R3）

## 1 産業廃棄物処理施設整備促進事業

中間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の整備等に係る取り組みの支援

- (1) 設備費総額：3,000万円以上
- (2) 補助率：1/3以内
- (3) 上限額：1,000万円
- (4) 予算額：1,000万円×3件＝3,000万円

## 2 計量器整備事業

重量計量器（トラックスケール）の整備に対する助成

- (1) 補助率：1/2以内
- (2) 上限額：200万円（改修は100万円）
- (3) 対象 特別徴収義務者（最終処分場、焼却施設）：4件  
その他中間処理施設：1件  
改修：2件

## 3 リサイクル製品普及事業

「かごしま認定リサイクル製品」の認定と普及

- (1) 申請時に必要な分析費の助成（再生砕石除く）
- (2) 補助率：1/2以内（多い場合、申請件数で按分）

## 4 産業廃棄物リサイクル等研修事業

- (1) リサイクル等研修会の開催（既存）
- (2) 各種研修会等への参加費の助成  
助成率：受講料及び要した旅費の1/2以内  
上限額：旅費については、1事業者12万円まで
  - ① eラーニング（連合会）
  - ② 実務者研修会（連合会、協会）
  - ③ 産業廃棄物検定（連合会）
  - ④ 技術管理者講習会（日環センター）
  - ⑤ 石綿含有建材調査者講習（日環センター）
- (3) 安全衛生に関するセミナーの開催
- (4) 高校生対象の体験型学習会の開催

## 5 不法投棄原状回復促進事業

協会が実施する原因者不明の不法投棄廃棄物の撤去費等、原状回復に要する経費に対する助成

- (1) 助成率：1/2以内
- (2) 上限額：100万円

## 6 廃棄物処理体制整備事業（緊急時事業継続支援事業）

大規模災害などの緊急時における廃棄物処理業の継続的な処理体制を整備に対する支援

- (1) BCP策定支援に係るセミナー等の開催
- (2) 緊急時事業継続に必要な資材確保に対する支援  
対象：（一社）鹿児島県産業資源循環協会  
助成率：1/2以内

# 令和3年度産業廃棄物対策懇談会における陳情内容及び回答

	陳情項目	頁	陳情提出先	
			県	鹿児島市
1	産業廃棄物関係法令の周知徹底について	1	環境林務部長 公共3部門 (環境林務・土木・農政)	環境局長 産業局長 建設局長
2	災害廃棄物処理体制の整備について	3	環境林務部長	環境局長
3	産業廃棄物リサイクル製品の利用促進について	5	環境林務部長 公共3部門 (環境林務・土木・農政)	環境局長 産業局長 建設局長
4	建設汚泥の適正処理とリサイクルの促進について	7	環境林務部長 公共3部門 (環境林務・土木・農政)	環境局長 産業局長 建設局長
5	産業廃棄物処理施設整備促進事業について	9	環境林務部長	
6	トラックスケール(計量器)に対する支援について	10	環境林務部長	
7	産業廃棄物収集運搬車両の路上検査(検問)の実施について	11	環境林務部長	環境局長

**1 産業廃棄物関係法令の周知徹底について**

(陳情の趣旨)

当協会では、鹿児島県や鹿児島市等のご協力を得ながら、「産業廃棄物適正処理講習会」を開催し、産業廃棄物処理業者や排出事業者に対して、産業廃棄物関係法令の周知を図っているところ  
です。

しかしながら、排出事業者の中には、依然として、排出事業者  
処理責任についての認識が希薄なため、委託契約の締結やマニ  
フェストの交付などの義務感が乏しく、基本的な事項についても理  
解していただけない事例が見受けられます。

産業廃棄物の適正処理の推進には、産業廃棄物処理業者だけで  
なく排出事業者による法令遵守の取り組みが不可欠です。  
つきましては、今後とも、関係者に対する法令内容の周知や指  
導の強化に努めていただきますよう要望いたします。

また、排出事業者につきましては、産業廃棄物処理業者と同様  
に、計画的な立入・指導等を実施していただきますよう併せて要  
望いたします。

**(県環境林務部回答)**

委託契約書の締結やマニフェストの交付などの法令遵守については、貴協  
会が主宰する適正処理講習会への講師派遣、(一社)県建設業協会が各地区  
で行う講習会等により周知徹底を図っているところ  
です。

特に適正処理講習会については、県関係課や業界団体等に開催の通知を行  
い、広く周知を呼びかけております。

また、各振興局等において、産業廃棄物処理業者とともに排出事業者に対  
しても計画的な立入・指導等を実施しているところ  
です。

今後とも、県関係部局や振興局等と連携を図りながら、排出事業者に対す  
る関係法令のより一層の周知徹底等に努めてまいります。

**(県公共3部回答)**

産業廃棄物関係法令については、例年、(一社)県建設業協会等と本県が  
共催する「建設技術者研修会」の機会を通じて、公共工事における排出事業  
者となる受注者向けに周知を図っているところ  
であり、令和3年度は、県内  
18会場で約2,100人の参加実績がありました。

また、建設リサイクル法遵守の観点から、建築物等の分別解体等及び再資  
源化等の適正な実施の確保に向け、庁内関係部局等で連携して現地パトロー  
ルを定期的に実施しているところ  
です。

今後とも、産業廃棄物関係法令についての周知徹底に努めるとともに、定  
期的な現地パトロールを実施してまいります。

**(市環境局)**

廃棄物処理法や関係法令の周知については、貴協会が主催する「産業廃棄物適正処理講習会」や本市ホームページにより、委託契約書の締結やマニフェストの交付等、廃棄物の適正処理について周知を図るとともに事業所向けに「事業所ごみの適正処理ガイドブック」を配付しているところです。

また、排出事業者に対する立入指導につきましては、これまで実施してきた建設汚泥発生現場に加え、小規模解体現場から排出される廃棄物の不適正処理事案が依然として見受けられることから、令和3年度から立入を実施し産業廃棄物の適正処理の指導を行っているところでございます。

**(市建設局)**

建設局発注工事における産業廃棄物の適正な取扱いについては、これまで貴協会主催の講習会等を活用するとともに、平成30年度に策定した「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」等（以下、「実施要領等」という。）を活用し、土木技術職員研修など機会あるごとに関係職員に周知しているところです。

また、受注者に対し、工事完成書類へマニフェスト票や処理委託契約の写しの添付を求めるなどの指導を行っており、引き続き環境部局と連携しながら産業廃棄物の適正な処理に努めてまいります。

**(市産業局)**

産業局発注工事における産業廃棄物の適正な取扱いについては、これまで貴協会主催の講習会等を活用するとともに、平成30年度に建設局が策定した「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」等（以下、「実施要領等」という）を準用し、土木技術職員研修など機会あるごとに関係職員に周知しているところです。

また、具体的な取扱いについては、受注者に対し、現場立ち合い時や工事打合せ等を通じて、建設副産物のマニフェスト票や処理委託契約の写しを工事完成書類に添付することを求めるなど指導しており、引き続き関係部局と連携しながら産業廃棄物の適正な処理に努めてまいります。

## 2 災害廃棄物処理体制の整備について

(陳情の趣旨)

近年、大規模な自然災害に伴い大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が大きな課題となっています。このため、県では平成30年3月に災害廃棄物処理計画を策定され、県内市町村でも、現在、災害廃棄物処理計画が策定されています。また、当協会におきましては、現在、15市8町と災害協定を締結しており、今後、行政と関係団体、民間が連携した災害廃棄物処理体制の整備をより一層進めていく必要があると考えております。

つきましては、災害発生時における具体的な初動体制等、実効性のある処理体制の整備に向けた取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

### (県環境林務部回答)

災害廃棄物の処理については、本県と貴協会において「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」を締結しており、災害発生時に市町村等から要請があった場合、県は災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等について、貴協会に対し協力を要請することとなっています。

一方、災害廃棄物の処理のための災害廃棄物処理計画については、県内において未策定市町村があることから、環境省と連携の上、策定のための支援事業を進めているところですので。

県としましては、市町村における災害廃棄物処理計画の早期策定を図りますとともに、災害廃棄物処理の初動期における対応力の向上を図るため、令和4年2月頃を目途に国との連携による災害廃棄物処理の訓練(図上演習)を県内10市町を対象に実施することとしております。

今回実施する訓練を通じて、具体的な処理の流れの共有など実効性のある処理体制確保に向けた検討を行ってまいりたいと考えています。

### (市環境局)

災害廃棄物処理体制の整備につきましては、貴協会との災害協定の締結を予定しており、その中で、初動対応を含む処理体制の整備なども協議してまいりたいと考えております。

### 3 産業廃棄物リサイクル製品の利用促進について

(陳情の趣旨)

産業廃棄物のリサイクルにつきましましては、建設リサイクル法の進めはじめとする各種リサイクル関連法の整備やリサイクル技術の進歩、排出事業者等関係者の意識の向上により、大きく進展しております。

また、県では、産業廃棄物を活用した「かごしま認定リサイクル製品認定制度」の導入や「産業廃棄物処理施設整備促進事業」の創設など、産業廃棄物のリサイクル促進のための各種施策を推進していただいているところです。

このようなか中、リサイクル製品の需要拡大が、リサイクル促進における大きな課題として挙げられます。処理業者においては、選別の精度を上げリサイクル製品の品質の確保に努めています。また、再生砕石や木くずチップ、建設汚泥処理などリサイクル製品の利用が進まず製品が滞留するといった事例も見られます。循環型社会の形成には、リサイクル製品の利用促進を図るための施策が不可欠であることから、リサイクル製品の需要拡大を図るため、以下のとおり要望いたします。

- ① リサイクル製品の需要拡大を図るための有効な施策を講じていただきたい。
- ② (県) 公共工事におけるリサイクル製品の利用拡大をより一層図っていただきたい。また、県が発注する公共工事においては、再生切込砕石について令和3年度から「かごしま認定リサイクル製品」を使用することになっておりますが、市町村の公共事業におきましても同様の対策が講じられるよう要請していただきますようお願いいたします。
- ② (市) 公共工事におけるリサイクル製品の利用拡大をより一層図っていただきたい。
- ③ 「かごしま認定リサイクル製品」の認定事業者は、製品の品質や安全性等を維持するため、認定要件の適合状態を定期的(おおむね6か月毎)に確認する必要があります。事業者の大きな負担となっており、つきましても、既に認定を取得している事業者の定期検査に要する費用についての助成を要望いたします。(再生砕石を除く)

### (県環境林務部回答)

かごしま認定リサイクル製品の需要拡大にあたっては、昨年度から「鹿児島県環境物品等調達方針」に、かごしま認定リサイクル製品の調達を規定したほか、認定製品を掲載したパンフレットについて、土木部を始めとする公共工事の発注部門や市町村等に配布するなどの対応を図っております。

認定されたリサイクル製品については、公共工事担当部局とも連携しながら、利活用が進められるよう取り組んでまいります。

既に認定を取得している製品の定期検査については、他自治体の取組などを参考にしながら、検討してまいります。

### (県公共3部回答)

県発注の公共工事においては、建設副産物の再資源化施設等への搬出や再生資源の利用に関する基準を示した「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領」(以下「再生資源活用工事実施要領」という。)に基づき、再生資源活用のための方策を講じ、資源の有効な利用の促進に努めているところであります。

県内市町村の公共工事発注部局に対しましては、これまで同要領の内容を見直す際に情報提供するとともに、職員向けの講習会等の機会を通じて、同要領に定めた取扱い等について周知を図っているところです。

今後とも、引き続きリサイクル製品の利用促進に取り組んでまいります。

**(市環境局)**

- ① リサイクル製品については、関係部局と連携を図りながら、利用促進に努めてまいります。
- ② 建設局、産業局回答

**(市建設局)**

- ① 建設局では、「実施要領等」に基づき、産業廃棄物のリサイクル促進に引き続き取り組んでまいります。
- ② リサイクル製品の利用拡大に向け、再生切込砕石については、令和3年度から原則として「かごしま認定リサイクル製品」を使用するよう、「実施要領等」において規定したところであり、引き続き公共工事におけるリサイクル製品の利用が推進されるよう、取り組んでまいります。

**(市産業局)**

- ① 産業局では、建設局が策定した「実施要領等」を準用し、産業廃棄物のリサイクル促進に引き続き取り組んでまいります。
- ② リサイクル製品の利用拡大については、建設局が「実施要領等」において再生切込砕石について、原則として「かごしま認定リサイクル製品」の利用を規定していることから、産業局も同様に取り組んでまいります。

**4 建設汚泥の適正処理とリサイクルの促進について**

(陳情の趣旨)

県内における建設汚泥のリサイクル促進について、当協会では、平成30年度より建設汚泥分科会を設置し、関係機関との意見交換等を行いながら、その対策・協議を行ってまいりました。

そのような中で、鹿児島県並びに鹿児島市においても、「再生資源活用工事実施要領」に建設汚泥の取扱いを記載いただくと、資源の取り組みを行っていただいたところですが、未だ建設汚泥処理の不適正な処理が見られ、利用先の確保が困難な状況です。つきましては、建設汚泥リサイクル製品の需要拡大を図るため、以下のとおり要望いたします。

- ① **建設汚泥の現場内利用をはじめとする自ら利用については、設計段階で作成した利用計画に沿って、用途に応じた品質を確保した上で実施するよう、指導の徹底を図りたい。**
- ② **建設汚泥の発生現場については、適宜立ち入り等を実施し、適正な処理及び利用がなされているか、確認をお願いしたい。**
- ③ **建設汚泥処理士については、利用先の確保が困難であることから、発注機関において利用先の確保に努められたい。**
- ④ **埋め戻し等が行われる工事については、埋め戻し材に新材(シラス)が指定されているケースが見受けられるが、特段の理由がない限り、建設汚泥処理士の利用を優先されたい。**
- ⑤ **県環境物品等調達方針では調達方法の一例として「かごしま認定リサイクル製品」が挙げられており、調達推進品目の公共工事の欄では、「再生骨材等」が記載されているが、「建設汚泥処理士」については掲載されていないので、追加記載されたい。**

**(県環境林務部回答)**

建設工事現場への立入につきましては、6月や10月の建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールにおいて、各地域振興局・支庁の建設部局と環境部局の合同パトロールを行っており、今後とも必要に応じて建設部局と連携して対応してまいります。

建設汚泥を原料とした製品については、現在のところ、「かごしま認定リサイクル製品」に認定されていないところですが、今後の「建設汚泥処理士」の製品の認定状況も踏まえながら、県環境物品等調達方針への規定について検討してまいります。

**(県公共3部回答)**

建設汚泥の自ら利用にあたっては、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「建設汚泥処理士利用技術基準」等に基づき、適正な再生利用が図られるよう、講習会等の機会を通じて周知を図るとともに、建設汚泥の不適正な処理の根絶に向けた現場監督業務に努めてまいります。

また、利用先の確保について御要望のありました建設汚泥処理士については、令和元年度から貴協会の御協力の下、建設汚泥処理士を製造する再資源化施設における保管量等に関する情報を国、県、市町村及び建設業協会等で構成する県内各地区の「建設副産物対策連絡会議」へ提供するなど、利用先の確保に努めているところです。

今後とも、引き続き建設汚泥の適正処理や「再生資源活用工事実施要領」の周知徹底に努め、リサイクルの促進に取り組んでまいります。



**(市環境局回答)**

- ① 建設局、産業局回答
- ② 建設汚泥の適正処理の促進につきましては、**建設リサイクル法届出情報等をもとに、現場への立入りを実施し、建設汚泥の保管状況やマニフェスト等により処理状況を確認するとともに、現場内で再生利用する場合には、国の示す建設汚泥処理技術基準を遵守するよう指導を実施している**ところでございます。
- ③ 建設局、産業局回答
- ④ 建設局、産業局回答

**(市建設局回答)**

- ① 「実施要領等」において、建設汚泥の現場内利用をはじめ、自ら利用について規定しており、適切な運用が図られるよう周知してまいります。
- ② 建設汚泥の適正な処理及び利用が図られるよう、引き続き環境部局と連携して取組んでまいります。
- ③ 建設局においては、発注するすべての工事を対象に、盛土材等には原則として建設発生土又は建設汚泥処理土を利用するよう「実施要領等」において規定し、工事現場での利用促進に努めているところです。
- ④ 埋め戻し材についても、上記③と同様であり、今後とも再生利用が図られるよう研修等を通じて周知してまいります。

**(市産業局回答)**

- ① 建設局が策定した「実施要領等」を準用し、建設汚泥の現場内利用をはじめ、自ら利用について適切な運用が図られるよう周知してまいります。
- ② 建設汚泥の適正な処理及び利用が図られるよう、引き続き関係部局と連携して取組んでまいります。
- ③ 産業局では、建設局が策定した「実施要領等」を準用して、発注するすべての工事を対象に、盛土材等には原則として建設発生土又は建設汚泥処理土を利用することとして、工事現場での利用促進に努めているところです。
- ④ 埋め戻し材についても、上記③と同様であり、今後とも再生利用が図られるよう研修等を通じて周知してまいります。

**5 産業廃棄物処理施設整備促進事業について**

(陳情の趣旨)

産業廃棄物処理業は、従来の適正処理を主体とした処理業から資源循環業としての製造業への移行・転換が強く求められており、その取り組みが大きく進展しています。

本事業につきましては、近年、課題となっている建設汚泥や廃プラスチック類、太陽光パネル等のリサイクル推進にも大きく寄与している事業であると考えられることから、令和4年度以降も事業を継続していただきますようお願いいたします。

また、事業継続にあたっては、多くの需要が見込まれることから、需要に対応した補助総額の増額を併せて要望いたします。

**(県環境林務部回答)**

「産業廃棄物処理施設整備促進事業」につきましては、平成28年度から30年度まで実施した「産業廃棄物処理施設高度化事業」(助成件数、各年度1件ずつ)に替えて、既存施設の改良も助成対象とするなど従来よりも拡充した制度として、令和元年度から開始し、令和3年度まで実施しており、各年度3件の採択がされてきたところです。

令和4年度以降の施設整備における補助事業については、対象施設の種類、要件等に関し、他自治体の取組などを参考にしながら検討してまいります。

**6 トラックスケール（計量器）に対する支援について**

(陳情の趣旨)

トラックスケール（計量器）の整備に対する補助につきましては、一昨年度から、最終処分場及び焼却施設に設置する計量器に加えて、その他の中間処理場に設置する計量器も補助対象としていただいたところ です。

当事業につきましては、補助枠に対して多くの応募が見込まれることから、**需要に対応した補助総額の増額を要望いたします。**

**(県環境林務部回答)**

計量器に対する支援については、平成 22 年度に開始し、平成 28 年度まで助成件数が 1 ～ 3 件で推移し、平成 29 年度は要望がなく休止したところ です。

本事業は、平成 30 年度に再開（助成件数 5 件）し、さらに、令和元年度から焼却施設以外の中間処理施設設置事業所への設置・更新についても助成を開始したほか（助成件数 5 件）、令和 2 年度からは新たに改修についても助成を開始したところ です（助成件数 2 年度 6 件、3 年度 6 件（予定））。

**補助総額の増額については、当面、税込見込みを踏まえ、今後の申請状況等を勘案し検討してまいりたいと考えております。**

**7 産業廃棄物収集運搬車両の路上検査（検問）の実施について**

（陳情の趣旨）

産業廃棄物収集運搬車両については、産業廃棄物を収集運搬している旨等の表示のほか、許可証の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の携帯が義務付けられています。

つきましては、収集運搬業者の廃棄物処理法の遵守状況の把握及び適正処理の指導徹底の観点から、**収集運搬車両の路上検査（検問）の実施**、若しくは**不正軽油に係る軽油抜取調査と同時に検査**することを検討くださるよう要望いたします。

**【検査内容】**

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可の有無、許可証の写しの携行
- ② 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の携行、記載内容の積載物との突合せ
- ③ 産業廃棄物収集運搬である旨、業者名、許可番号の表示の有無

無

- ④ 積載廃棄物の飛散・流出等のおおそのの有無
- ⑤ 県外産業廃棄物の場合、その届出状況、等

**（県環境林務部回答）**

産業廃棄物収集運搬車における廃棄物処理法の遵守状況の確認については、他自治体での実施状況等を踏まえ、関係部局とも協議の上、検討してまいりますと考えております。

**（市環境局回答）**

ご要望の産業廃棄物収集運搬車両に対する路上検査につきましては、県や公安委員会等の関係機関と協議してまいります。

# 【産業廃棄物処理業者対象】令和3年度政府支援策一覧



## 脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業

令和3年度 予算：43億円  
 令和2年度 3次補正予算：76億円

事業概要  
 ① 省CO2型のプラスチック高度リサイクル・再生可能資源由来素材の製造設備への補助（補助率1/2上限）  
 (例：石油精製所を活用したリサイクル設備、バイオマスプラスチック製造設備)



② 省CO2型の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備への補助（補助率1/2上限）  
 (例：Li-ion電池リサイクル設備、太陽光発電設備リサイクル設備)



## 脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

令和3年度 予算：36億円

事業概要  
 (事業全般について)  
 ① バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック代替素材の省CO2型生産インフラ設備・技術実証を強固に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロプラスチック等の再生可能資源等への転換・社会実装を推進（補助率1/2上限）  
 ② 複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強固に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進（補助率1/2上限）

## 廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベンefiット達成促進事業

令和3年度 予算：20億円の内数

事業概要  
 ① 廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）（補助率1/3）  
 ② 廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良（補助率1/3）

## 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

令和3年度 予算：2.53億円

事業概要  
 産業廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準と定めるべき価額をPCB廃棄物等処理施設にあっては1/3、石綿含有産業廃棄物等処理施設にあっては1/2とする。

## 最終処分場における維持管理積立金の損算入金等に係る特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

令和3年度 予算：3.6億円

事業概要  
 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積立て（維持管理積立金）は、積立時において、積立金を損金又は必要経費に算入することが可能（損算入可能な限度額は、都道府県知事による通知額の60%）



## 廃棄物処理業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

令和3年度 予算：2.53億円

事業概要  
 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税について、課税免除（例：ブルドーザー、パワースショベル等）  
 ※特例措置の対象となる産業廃棄物処分業者（特別管理産業廃棄物処分業者を含む）は、中小事業者等に限定

## 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

令和3年度 予算：3.6億円

事業概要  
 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

① 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を活用するための設備（1/2補助）  
 ② 熱湯管等廃棄物の処理により生じた熱を活用するための設備（1/2補助）  
 ③ 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS（実現可能性）調査（定額補助）

## 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

令和3年度 予算：3.6億円

事業概要  
 環境再生・資源循環局 総務課環境型社会推進室

具体的な海外展開や国際資源循環形成の計画のある廃棄物処理・リサイクル、浄化槽事業に対し、その実現のための調査等の支援。例えば、海外事業展開や国際資源循環形成の実現を支援するため、具体的な事業計画を対象としたFS（実現可能性）調査、相手国側の3R・廃棄物処理制度の構築・実施を支援するため、相手国政策担当官や制度運営担当者等の能力開発、廃棄物収集や廃棄物由来固形燃料に関する国際標準化への対応、廃棄物固形燃料の国際標準開発への参画など。

## 我が国循環産業の国際展開による脱炭素化支援事業

令和3年度 予算：2.53億円

事業概要  
 環境再生・資源循環局 総務課環境型社会推進室

先進的な廃棄物発電事業等の国際展開の案件組成に向けて、廃棄物分野の二国間協力や自治体間連携、CO2削減効果等を考慮しつつ、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査、事業性評価等のFS（実現可能性）調査に補助

## 環境省 地球環境・国際環境協力事業の御案内

- ① 「気候変動×防災」(脱炭素でレジリエントかつ快適な地域とライフスタイルの創造)
- ② 脱炭素のための技術イノベーションの加速化
- ③ グリーンファイナンスと企業の脱炭素経営の好循環の実現、社会経済システムイノベーションの創出
- ④ 「気候変動×脱炭素移行ソリューション」(JCM、日本の優れた脱炭素技術によるビジネス主導の国際展開と世界への貢献)

※下記URL参照  
<http://www.env.go.jp/earth/energy/ondanka/energy-taisakutokubetsu-kaikai03.html>

## JFC 日本政策金融公庫

### 環境・エネルギー対策資金

国民生活事業 (リサイクル製品等関連)

国民生活事業 (産業廃棄物関連)

中小企業事業 (産業廃棄物処理・抑制・利用・プラスチック関連)

各支店又は代理店窓口

**事業概要**  
 産業廃棄物を焼却、脱水、乾燥、粉砕などにより処理を行う施設を整備するための設備資金や産業廃棄物の排出抑制または処理のために必要な設備を取得するための設備資金などへの支援を実施する。  
 ※優良廃棄物処理業者認定制度の認定業者への利率の優遇あり

※下記URL参照  
[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15\\_kankyoutaisaku.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html)



経済産業省  
 Ministry of Economy, Trade and Industry

### 質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業

令和3年度  
 予算：7.5億円

貿易経済協力局  
 貿易振興課

**補助**  
 本事業では、相手国のインフラ計画の構想段階から関与するため、個別のインフラ案件の組成につながる特定開発地域・インフラ整備計画(マスタープランなど)の策定等調査、個別のインフラ案件の事業実施可能性調査(FS)への支援を実施する。



厚生労働省  
 Ministry of Health, Labour and Welfare

### 事業主の方のための雇用関係助成金等の御案内

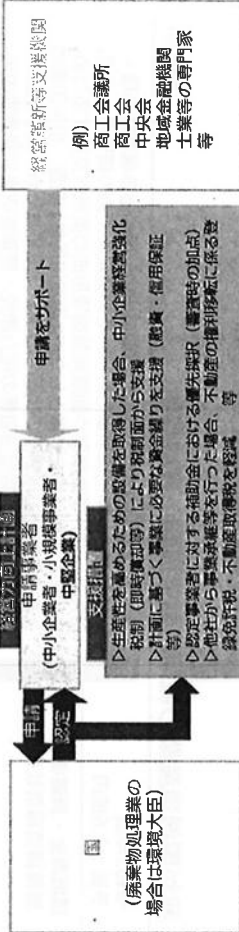
- ① 従業員の雇用維持を図る場合の助成金
- ② 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金
- ③ 雇職・再就職の拡大を図る場合の助成金
- ④ 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金
- ⑤ 労働者の雇用環境の整備関係の助成金
- ⑥ 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金
- ⑦ 労働者の職業能力の向上を図る場合の助成金
- ⑧ 労働時間・賃金・安全衛生・勤労者福祉関係の助成金

※下記URL参照  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin\\_snoureiokin/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_snoureiokin/)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijyun/jikan/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijyun/jikan/index.html)



## 中小企業等経営強化法 - 経営力向上計画の認定

経営力向上計画に係る認定申請先：  
 環境省各地方環境事務所  
 (会社所在地による)  
 申請先：  
 中小企業庁 事業環境課 企画課

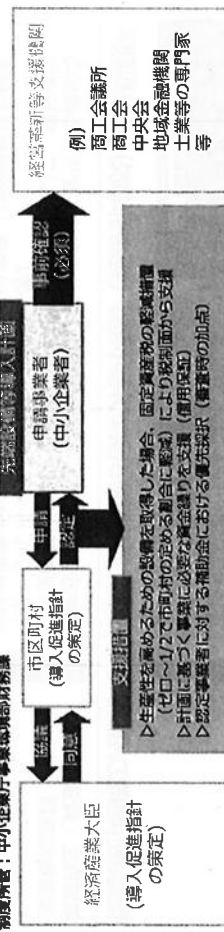


例) 経営革新等支援機関  
 商工会議所  
 商工会  
 中央会  
 地域金融機関  
 士業等の専門家等

## 中小企業等経営強化法 - 先端設備等導入計画の認定

先端設備等導入計画に係る認定申請先：  
 新たに導入する設備が所在する市区町村  
 (「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る)  
 ※同意を受けた市区町村のリストは  
<https://www.chusho.meti.go.jp/ik/etel/seisensei/index.html>  
 制度概要：中小企業庁 事業環境課 財務課

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法中小企業等経営強化法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画で、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることが可能である。



例) 経営革新等支援機関  
 商工会議所  
 商工会  
 中央会  
 地域金融機関  
 士業等の専門家等

## 2021年度版 中小企業施策利用ガイドブックの御案内

中小企業の方が中小企業施策を利用する際の引手引となるよう、施策の概要ガイドブックの紹介。



### 2021年度版中小企業施策利用ガイドブック

- ① 中小企業の定義について
- ② 利用の手引き
- ③ 目次・インデックス
- ④ 経営サポート
- ⑤ 金融サポート
- ⑥ 財務サポート
- ⑦ 商業・地域サポート
- ⑧ 分野別サポート
- ⑨ 相談・情報提供
- ⑩ お問い合わせ先一覧

下記URL参照  
[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g\\_book/2021/index.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2021/index.html)

## 一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会における 令和3年度労働災害防止計画

### 1. はじめに

(公社)全国産業資源循環連合会(以下、「連合会」という。)においては令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画(以下、「第2次労働災害防止計画」という。))」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「第2次労働災害防止計画」はもとより、鹿児島県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度に実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

### 2. 令和4年度目標

(1) 死亡者数をゼロにする。

(2) 休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

(平成24～26年の平均10人→令和4年8人以下)

### 3. 重点実施事項

(1) 安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。

#### 4. 令和3年度活動目標

2. の「令和4年度目標」を達成するために令和3年度における活動目標を次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

- (1) 安全衛生規程を作成している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。  
(令和2年度87社→令和3年度105社以上に)
- (2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和2年度367社→令和3年度386社以上に)
- (3) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和2年度332社→令和3年度349社以上に)
- (4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和2年度231社→令和3年度243社以上に)
- (5) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和2年度288社→令和3年度303社以上に)
- (6) 協会が実施する安全衛生研修会に参加している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和2年度173社→令和3年度182社以上に)
- (7) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和2年度265社→令和3年度279社以上に)
- (8) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和2年度247社→令和3年度260社以上に)
- (9) リスクアセスメントを実施している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和2年度168社→令和3年度177社以上に)



5. 令和3年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)～(9)に示す「年度目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

《重点実施事項》

〈重点実施事項〉

(1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。
- ② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ③ 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
- ④ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 定期刊行している会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加を図る。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ④ 支部組織や青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。
- ⑤ 定期的に安全衛生推進委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 当協会の安全衛生活動を周知するためのポスターを作成する。
- ③ 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ④ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
- ⑤ 支部会議等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
- ⑥ 支部単位での研修会を計画的に実施し、会員企業の意識向上を図る。
- ⑦ 各部会において安全衛生に係る周知を図り、会員事業所における安全衛生の取り組みを促進する。
- ⑧ 定期的に安全衛生推進委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑨ 安全衛生に係る優良な事業所を表彰する。
- ⑩ 安全衛生大会を開催する。

(4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>) へのリンクを張る。
- ③ 総会、理事会、支部会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

(5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に紹介する。
- ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
- ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事、支部等を通じ電話による呼びかけを行う。
- ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
- ③ 行政及び排出事業者団体の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
- ④ 会員企業が参加しやすいよう、各支部で研修会を開催する。
- ⑤ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
- ⑥ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
- ⑦ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

- (7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
  - ③ 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。
  - ④ 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
  - ⑤ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
  - ⑥ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
    - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」  
([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html))
    - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」  
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
  - ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。
- (9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
  - ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
  - ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
    - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」  
([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html))
    - 連合会 安全衛生サイト  
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

## 県内市町村における「災害時における廃棄物処理等に関する協定」締結状況

R4.2.1時点

支部	市町村名	締結時期
鹿児島	鹿児島市	協議中
	十島村	R3年度予定
	三島村	R3.11.1
南薩	指宿市	R3.11.1
	枕崎市	R3.2.1
	南九州市	R3.2.1
	南さつま市	R3.1.22
日置	いちき串木野市	H25.8
	日置市	H25.8
川薩	薩摩川内市	R3.1.20
	さつま町	R3.4.1
出水	阿久根市	H25.11
	出水市	H24.2
	長島町	H25.10
始良伊佐	始良市	R3.2.4
	伊佐市	R3.10.1
	霧島市	R3.2.1
曾於	大崎町	令和3年度予定
	志布志市	R3.7.1
	曾於市	R3.6.1
大隅	鹿屋市	R3.1.28
	肝付町	令和3年度予定
	錦江町	令和4年度予定
	垂水市	R3.1.29
	東串良町	R3.6.1
	南大隅町	R3.1.15
熊毛	中種子町	R3.10.1
	南種子町	令和4年度予定
	屋久島町	R3.2.1
奄美	奄美市	協議中
	宇検村	令和3年度予定
	瀬戸内町	R3.1.18
	龍郷町	R3.6.1
	大和村	令和3年度予定
	和泊町	R4.2.1

※ 締結日が未確定の市町村につきましては、締結され次第、協会ニュース等により会員の皆様へお知らせいたします。

**「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」に係る証明書の発行について**

(一社)鹿児島県産業資源循環協会では、**鹿児島県をはじめ、県内の複数市町**と「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しております。本協定については、**建設業の経営事項審査における加点対象**となっておりますので、協会員の皆様におかれましては、是非ご活用ください。

ただし、**他団体で災害防止協定等同様の加点を受けている方は、重複して**加点を受けることは**出来ません**のでご注意ください。

証明書の発行を希望される方は、以下の項目 **(①～⑦については必須)** のご記入をいただき、メール([eco@kagoshima-sanpai.or.jp](mailto:eco@kagoshima-sanpai.or.jp))または、FAX (099-222-3533)にて当協会事務局までご連絡ください。

なお、発行にお時間をいただく場合もございますので、余裕をもって発行依頼をいただきますよう宜しくお願い致します。

会社名	担当者名	連絡先
番号	項目	会員情報
①	所在地	
②	商号又は名称	
③	許可番号(建設又は産廃処理業)	
④	代表者名	
⑤	希望自治体 (R3.11.1)時点	県 <input type="checkbox"/> 鹿児島県
		鹿児島支部 <input type="checkbox"/> 三島村
		南薩支部 <input type="checkbox"/> 指宿市 <input type="checkbox"/> 枕崎市 <input type="checkbox"/> 南九州市 <input type="checkbox"/> 南さつま市
		日置支部 <input type="checkbox"/> 日置市 <input type="checkbox"/> いちき串木野市
		川薩支部 <input type="checkbox"/> 薩摩川内市 <input type="checkbox"/> さつま町
		出水支部 <input type="checkbox"/> 出水市 <input type="checkbox"/> 阿久根市 <input type="checkbox"/> 長島町
		始良・伊佐支部 <input type="checkbox"/> 始良市 <input type="checkbox"/> 伊佐市 <input type="checkbox"/> 霧島市
		曾於支部 <input type="checkbox"/> 志布志市 <input type="checkbox"/> 曾於市
		大隅支部 <input type="checkbox"/> 鹿屋市 <input type="checkbox"/> 垂水市 <input type="checkbox"/> 東串良町 <input type="checkbox"/> 南大隅町
		熊毛支部 <input type="checkbox"/> 中種子町 <input type="checkbox"/> 屋久島町
		奄美支部 <input type="checkbox"/> 瀬戸内町 <input type="checkbox"/> 龍郷町
		⑥
⑦	証明書発行日については、 <b>原則協会からの送付日</b> となります。 不都合がある場合は、事務局までご相談ください。	
⑧	希望送付先 (①と異なる場合のみ)	
⑨	協定書の写し	<input type="checkbox"/> (自治体との協定書の写しが必要な方は <input checked="" type="checkbox"/> して下さい)

【参考 証明書書式】

証 明 書

所在地 ① \_\_\_\_\_

商号又は名称 ② \_\_\_\_\_

許可番号 ③ \_\_\_\_\_

代表者名 ④ \_\_\_\_\_

一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会は、⑤平成21年5月26日付けで、鹿児島県との間で、「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結した。当協会員は、協定に基づき、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力することとなっている。

なお、上記の者は、⑥ \_\_\_\_\_ 年 月 日において当協会員であることを証明する。

⑦ 令和 年 月 日

一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会

会 長 永 田 雄 一

印